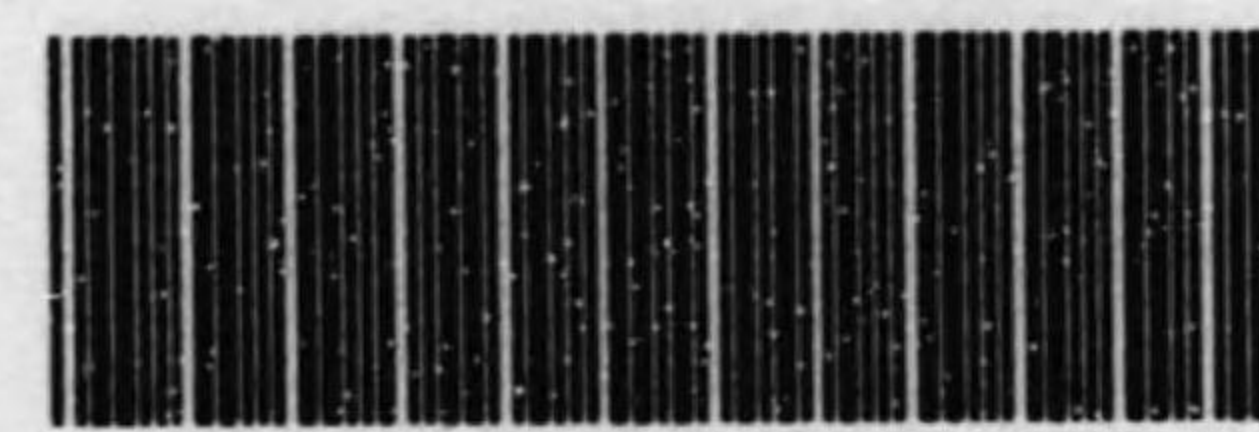


337.83
N776ウ



0028088000

0028088-000

337.83-N776ウ

物価政策に関する研究

日本経済連盟会調査課・編

生活社

昭和17

ADH

77

337.83
N776

日本經濟聯盟會調查課編



策に關する研究



生活社刊

923
198

序 文

支那事變勃發より今日に至るまで屢次の財政膨脹にも拘らず我國が倖にしてインフレーションの禍害に陥るを免れたのは、一に歴代の政府が低物價政策を堅持し來つた賜に他ならぬ。しかしながら、元來物價政策なるものは、生産、配給、消費の全面に互る綜合的政策として樹立せられねばならぬ性質のものであつて、單に價格の側面のみを臨時應急的に抑制することに終始するならば低物價政策そのものが却つて生産活動を阻害する傾向に陥り易い。昨冬以來低物價と生産増強との矛盾摩擦がわが朝野の間に於て切りに問題とせられたのは洵に故なしとしなうのである。

經濟界はこの低物價政策と生産増強との間の摩擦打開策を見出すことを以てその任務と心得日本經濟聯盟會内に特設せられたる時局對策調査委員會（委員長井坂孝君）第二委員會（委員長斯波孝四郎君）に於て昨年七月以來この問題の調査研究に當り、先づその第一部會（委員長

山室宗文君)に於て低物價政策そのものゝ眞義を明かにし官民協力の實を擧ぐべき體制を整備する要ある旨を具して「物價政策ノ改善ニ關スル意見」として去る八月之を政府に建議し、次いでその第二部會(委員長山口喜三郎君)の結論たる低物價政策と生産増強との摩擦打開のための具體策を「低物價生産増強對策ニ關スル意見」として去る十月之を建議するに至つた。

之等の建議は何れも現下の物價政策が前記の如く綜合的對策たることの必要を主張し、殊に産業能率の増進と生産原價低下とがその根本策たるべきことを強調したものであるが、倅にして政府も近來物價政策の綜合性を志向せらるゝに至り、その見地より本會の建議を重視せられ之を再検討しつゝ一層實行性ある具體策の發見に努むるため十一月十三日商工省主催の下に官民懇談會を開催せられ、次いで同省物價局の協力斡旋により當會主催として六個の分科會を設け、舊臘以來細目に互る官民懇談會が繼續開催せられつゝある。

時恰かも對米英宣戰の大詔を拜し、國家總力を擧げての決戰體制を急速に整備する必要に迫らるゝに至つたが、物價問題に關する右の官民懇談會はこの緊急時局の下に於て愈ゝその意義深きものあるに鑑み、官民共に一層熱誠なる協力を盡して、その成果を擧ぐることに努めつゝ

あるものである。

本書は當會調査課に於て右の建議を中心として之に關係ある重要資料を編纂したるものであるが、以て官民懇談會の審議に便すると共に、物價問題に關心ある一般讀者の参考に資するところあらば幸甚と存する次第である。

昭和十七年一月十二日

日本經濟聯盟會

常務理事 高 島 誠 一

一、本書の一は商工省主催物價問題官民懇談會(昨十一月十三日於日本工業俱樂部)に於ける岸商工大臣の挨拶を収録した。同懇談會は日本經濟聯盟會の建議たる「物價政策ノ改善ニ關スル意見」並びに「低物價生産増強對策ニ關スル意見」を再検討して實行性ある具體策を見出す趣旨の下にその後も六分科會に分れて續開せられつゝあるものであるが、第一回席上に於ける右岸商相の挨拶は現下に於ける物價政策の要諦を述べ、當會の前記兩意見書の意義に論及せられたるものとして洵に貴重な記録である。

一、本書の二たる「物價政策ノ改善ニ關スル意見」は當會時局對策調査委員會第二委員會第一部會の結論であり、第二委員會並びに時局對策調査本委員會並びに當會常任委員會理事會の補正を経て去る八月十一日政府に建議せられたものである。

一、本書の三、「低物價生産増強對策ニ關スル意見」は同第二委員會第二部會の結論であり第一部會の結論同様各機關の補正を経て去る十月二十九日政府に建議せられたものである。

二、四は、右第二部會の結論を生み出すために同部會に特設せられたる膳、郷古、淺野、島田、植村各分科會の意見書を蒐録したものであつて、各意見書の骨子は前記「低物價生産増強對策ニ關スル意見」の中に適宜要約して組み入れられてゐるのであるが、尙立論の詳細なる基礎を示し、具體策の研究に便するために本書にその全文を収めた次第である。

第二委員會は右第一、第二部會並びに前記五分科會を含めて、昨年七月以降十月迄に大小會合數五十六回に及び、參加人員五百六十一名に達してゐる。

一、本書の五は、右第二委員會並びに各部會分科會に委員長、委員並に當調査課より提出せられたる重要資料の一部を編輯したものである。

一、六には、時局對策調査委員會第一委員會(財政問題小委員會)の結論として去る九月十日政府に建議せられたる「戦時財政當面ノ重要對策ニ關スル意見」を掲出した。今日の物價政策が綜合的對策たるべしとされる以上、財政問題との關聯を無視しえざるものと信ずるために他ならない。

一、七には、時局対策調査委員会の各委員会、部會、分科會の名簿を蒐録した。尙續開中の物價問題官民懇談會名簿に就ては當會機關紙「經濟聯盟」十七年一月號一七六頁以下を参照せられ度し。

昭和十七年一月

日本經濟聯盟會調査課

物價政策に關する研究 目次

- 一 物價問題官民懇談會に於ける岸商工大臣の挨拶……………三
- 二 物價政策の改善に關する意見……………二〇
- 三 低物價生産增強對策に關する意見……………二〇
- 本意見の構成……………二二
- 方策の要旨……………二三
- 總説……………二七
- 第一 産業能率の増進、生産原價の低下對策……………元

- 一 必要勞務の確保と勞力費の昂騰防遏に就て……………三〇
 - (イ)勞力費の昂騰と其の原因……………三〇
 - (ロ)現下の勞務根本對策……………三一
 - (ハ)勞務緊急對策……………三二
- 二 經濟統制の不適正に基く産業能率低下並に生産原價の増嵩と其の是正に就て……………三六
 - (イ)統制の不適正と生産原價増嵩の實情……………三六
 - (ロ)統制是正に付政府に對する要望……………三九
- 三 生産資材の品質低下に基く産業能率低下並に生産原價増嵩と其の是正に就て……………四一
 - (イ)品質の低下に基く産業能率低下、生産原價増嵩の實情……………四三
 - (ロ)生産資材の品質向上方策に對する要望……………四四

四 低物價増産對策の爲の金融及租稅政策の是正に就て……………四九

- (イ)金融及租稅政策の如何と産業經費増減の實情……………五〇
- (ロ)金融及租稅政策に關する要望……………五一

第二 適正價格に依る増産確保と物價の惡循環高防遏對策……………五二

- 一 現行補助金制度の缺陷と其の是正に就て……………五七
 - (イ)補助金制度に再吟味を要する根本點……………五七
 - (ロ)補助金制度改善に對する要望事項……………五八
- 二 生産價格に於けるプール平準制の改善に就て……………六〇
- 三 販賣價格に對するプール平準制の提唱に就て……………六三
- 四 物價惡循環高防遏對策としての優良品増産に就て……………六五

第三 前記諸對策に就ての實行機關……………六六

——統制會をして之に當らしむること——

一 經濟統制と統制會の重大役割に就て……………四

二 統制會の育成發展に對する要望……………六

四 各分科會意見……………七一

一 低物價増産と勞力費低下對策(膳分科會)……………七三

二 産業統制と生産費との關係に關する意見(郷古分科會)……………九一

三 價格政策に於ける品質問題に關する意見(島田分科會)……………一〇三

四 低物價増産對策と金融及租稅政策改善に就ての意見(淺野分科會)……………一二九

五 補助金制度並にプール平準價格制に關する意見(植村分科會)……………一三三

五 資料……………一四〇

一 現行産業統制が生産原價を騰貴せしめたる事情並に之が改正を要望する事項……………一四七

二 品質低下と産業能率との關係に對する資料……………一七四

三 公社債株式課稅に關する資料……………一八〇

四 補助金並にプール平準價格の現行制度に於て企業經營上實際に即せず改正を要望すべき事項……………一八五

五 現行プール制に關する調査……………二〇四

六 バルクライン・システムに就て……………二一〇

七 補助金に關する資料……………二四〇

六 戰時財政當面の重要對策に關する意見……………二五五

七 時局對策調査委員會名簿……………二六九

一 本委員會……………二九一

二 第一委員會(財政問題)關係……………二九二

三 第二委員會(物價と増産問題)關係…………… 一五五
四 第三委員會(海運問題)關係…………… 一〇一

六

物價政策に關する研究

一 物價問題官民懇談會に於ける

岸商工大臣の挨拶



はしがき

(昭和十六年十一月十三日、於日本工業俱樂部)

本稿は商工省主催懇談會に於ける岸商工大臣の挨拶の速記録であるが、本會意見書の趣旨と政府當局の意圖が全く一致し今後も六個の分科會に分れて(本書二九七頁参照)官民協力の下に物價問題の具體的解決案を見出さんと努めつゝあるに鑑み、茲に掲出して本會意見書の紹介にも代へさせて戴いた次第である。(日本經濟聯盟會調査課記)

懇談會の開催に當りまして、私より一言御挨拶を申し上げます。不肖此の度揃らずも商工大臣

を拜命致しまして、商工行政を擔任致すことに相成りましたに就きまして、今日御出席の官民各位の方々に於かれましては、今後特に何かと御世話になることが非常に多いだらうと思ひます。何分どうぞ宜しくお願ひ申し上げます。

偕て此の物價に關する問題でありますが、私は、今日の商工行政並に各種の經濟問題の中に於きまして、これは、特に重要且困難なるものゝ一つとして考へて居るのであります。と申しますのは、言ふまでもなく、戦時下の産業經濟の問題としましては、一方國防上必要なる所の物資を必要に應じて増産し、之を確保すると云ふ問題があり、又銃後に於ける國民生活の安定と云ふ見地から、國民生活上必須とされる所の物資を確保し、之が増産をして參らなければならぬと云ふ問題があります。此の見地から吾々は低物價政策と云ふものを今日まで堅持して參つて居るのであります。若しも物價の問題が一度び其の安定を失つて悪循環を始めるやうになりますと、銃後に於ける國民生活の安定が害せられるのみならず、國防上必要とされる所の物の生産と云ふものが直ちに損はれる譯でありまして、どうしても此等の必要な物資を確保しなければならぬ今日に於きましては、最早國民生活の安定、又國防産業の上に必要な生産

力擴充と云ふやうな事柄が、實は對立的な二つの命題ではなくして、實に渾然一つになつて居る問題となりまして、銃後に於ける國民生活が確保せられずして、國の總力發揮と云ふものもあり得ないのであります。又、吾々が國の全體の力を擧げて、我が國策の遂行に妨げのある所の方面に向ふ場合に於きまして、之に必要な物資は、國民が何としても之を生産し、之を確保して行かなければならぬと云ふ問題でありまして、此の問題は謂はゞ渾然一體になつて居る一つの問題であると思ふのであります。さう云ふ見地から此の低物價政策並に必要な物資の増産確保と云ふ問題を考へて見ますと、事實問題として、此の間に色々な困難な問題が泛んで來るのであります。日本經濟聯盟會に於かれましては、先頃から此の重要な問題を取上げられまして、去る八月には物價政策の改善に關する意見を發表せられ、次いで先月は其の具體策の一つとして、低物價生産増強對策を決定の上、之を建議せられたのであります。此等を拜見致しまするに、廣く業界の實際的經驗を基礎とし、非常なる御努力を以て御作成に相成つたものと存ぜらるゝのであります。就きましては、此の御提出の案を中心と致しまして、官民兩者の隔意ない意見の交換を遂げまして、此の難問題に對する適切なる具體策を發見することが出來ますれば

邦家の爲洵に仕合せと存じ、日本經濟聯盟會の御希望もあり、旁々今日此の席を設けて關係各方面の方の御懇談の機會を作りましたやうな次第であります。非常にお忙しい所御差繰御出席戴きましたことに對しましては、重ね々御禮を申し上げます。

此處で、政府が今日まで執り來つた所を顧みて見ますると、御承知の通り支那事變勃發以來、漸次物價昂騰の傾向の現れまするに伴ひまして、物價統制の擴大強化を致して參つて今日に至つたのであります。即ち當初は暴利取締令の改正に依り、重要物資に就て暴利行爲を禁止すると云ふことから端を發しまして、事變の擴大に連れまして、物價委員會を設けて、物價統制の大綱を決定し、低物價堅持の爲の諸般の對策を定め、且又公定價格の設定に着手し、更に第二次歐洲大戰の勃發に際しましては、全面的に物價停止令を實施し、旁々公定價格の實施に努めました結果、今日に於きましては、主要物資の大部分に就きましては、一應公定價格の設定を見た云ふやうな状態にまで立ち至つて居るのであります。尙右の外、政府に於きましては物價問題に關聯し、獨り物自體の價格のみならず、資金、勞銀、又運送賃と云ふやうな、直接間接に他に影響を及ぼす所の各般の事項に對しましても、漸次それ々々施策して參つたのであり

ます。併しながら申すまでもなく、元來此の物價と云ふものは、凡ゆる經濟活動の総合的な現象であり、其の故にこそ物價統制が今日の場合極めて重要な問題である譯でありまして、物價の統制は、生産、配給、消費、勞務又は輸送と云ふ風に、此等の問題に關する色々な統制と緊密に連絡照合し處理することの必要があることは言ふまでもない所であります。

纏つて我が經濟界の情勢は、事變勃發以來色々變化致しまして、當初は我が國としましても動力、或は勞働力に餘裕があり、資材も亦國內で自給し得られないものに就きましては、之を廣く海外から求める事が出來て居つたのであります。所が最近に於ては、東亞共榮圈内に於ける自給自足の確立の必要と云ふものが、愈々緊切になりましたのみならず、戰時經濟活動の増大に伴ひまして、動力又勞働力、運輸力と云ふものも、漸く最高限度に迫つて參りまして、一面通貨金融の問題も當初の事情とは餘程變化を見るに至つたのであります。又、原材料の需給の逼迫に直面致しまして、未働遊休施設と云ふやうなものも、相當に殖えて參りまして、此等の事象が相錯綜しまして、動もすれば産業能率を低下せしめ、所期の生産増強を達成する上に一大障礙となると云ふやうな實情であります。而も御案内の通り、國際情勢は日に險惡な度を

加へて参りまして、重要物資の生産増加を圖りますことは、實に現下日本の最大急務となつて参つたのであります。生産増強が出来るか出来ないかと云ふことが、謂はゞ國の隆替に直接に影響を持つと云ふやうな状態になつて参つたのであります。斯の如き事態に對處致しますには、物價問題の處理に當りましては、從來やつて参りました直接物價に關する諸施設も、此の際改善すべきものに就きましたは、一層の改善を加へて参りますと共に、更に深く問題を掘下げ産業經營の根本に立到りまして、各種の合理化を決定し、生産能率を高め、又生産費の低下を圖ると云ふ風に致しまして、兩々相俟つて、積極的に低物價の堅持と必要物資の生産増強の二大目的の達成に努むべきものと考へるのであります。日本經濟聯盟會の御建議内容も、私の拜見致しました所に依りますと、大體右の如き考へ方に重點を置いて居らるゝやうでありますので、之に就きまして官民各方面の十分なる御懇談、御研究を進めて戴くならば、恐らく時局に適切な、最も有效な具體策を發見することを得るであらうと信するのであります。どうか其の意味に於きまして、隔意なく十分御懇談下さいますやうにお願いを致したいと思います。

終りに今日御出席を願ひました政府關係各省の方々に於かれましては、今回懇談會を催しま

した趣旨は、只今申述べましたやうな次第でありますからして、公務御多用の皆様に對しまして、洵に恐縮でございますが、本問題に對する日本經濟聯盟會の從來の御盡力に對し、此の問題の解決に御協力を賜はりますやうに特に私からもお願いを致す次第であります。

以上甚だ簡單でありますが、所懐の一端を述べまして開會の御挨拶に代へたいと思ひます。

(拍手)

二 物價政策の改善に關する意見 (昭和十六年八月建議)

現下に於ける物價政策の要諦は、低物價の堅持と生産増強との二大國策を矛盾背馳せしむることなく能く此の兩目的を達成して我が國の國防力及銃後經濟力の充實強化を圖るに在り。これが爲政府は物價政策の實施に當り國家經濟力を高度に活用し得る如き精密なる綜合計畫を確立すべき必要あるは勿論、一方民間に於ても進んで生産能率の増進或は經濟統制の勵行自肅に努め廣く國家的見地より政府の戰時統制方策に萬全の協力を致すこと極めて緊要なり。

然れども吾人の觀る所に依れば我が國現行の物價政策は未だ應急對策の範圍を出でずして、眞に長期に亘る戰時國防及生産増強に對應すべき根本對策としての施設に缺くる所多し。從て此の重要なる國家問題に付從來官民共に理解の統一に缺け、延ては低物價政策の圓滑なる遂行上民間經濟界の協力を少からず阻害したるは吾人の頗る遺憾とする所なり。

茲を以て此の際政府は、我が國朝野が低物價政策の眞義を明確に認識して官民協力の實行を緊密ならしむべき體制を整備する爲、低物價政策は國民生活の安定を期しつゝ國策上必要なる生産増強の爲には隨時改訂せらるべき建前なることを明白にすると共に、價格形成の根幹的要素たる賃金、生活費及運賃を低位に安定すべき施設を講すべく、又現行の價格決定方法に就ても適當なる改善を加へ、以て速に物價の基本對策を確立實施せられむことを要望す。

當會は非常時局突破の爲低物價政策完遂の必要愈々大なるに鑑み、調査委員會を特設して慎重審議を遂げ「低物價堅持の基本對策として政府に確立實施を要望する主要事項」として別記意見を得たるを以て茲に之を政府に建議せんとす。

尙生産増強と低物價政策との摩擦打開對策に就ては目下當會に於て具體案の審議考究中なるを以て、追て成案を得て別に之を進言する所あるべし。

低物價堅持の基本對策として政府に確立實施を
要望する主要事項

(一) 低物價政策の根本趣旨、並に低物價政策に於ける價格形成の規準を明確にし、以て現下官界及民間の物價統制に對する理解を統一すること

是迄低物價政策の勵行上少からざる故障を起せる根本原因の一つは、低物價政策其のものに對する理解の統一に付官民共に缺くるところ多かりしことに在りと云ふべし。依て政府は次の諸點を明確ならしむる必要あり。

(1) 低物價政策堅持の根本觀念を明確にすること

吾人の信ずるところによれば右は現下最も緊切なる生産増強等の爲特定物資に對して國策上特に必要なる價格の改訂を行ふ場合に於ても、其の結果一般物價の惡循環高を招來せざるべき措置を講ずることなりとす。

(2) 此の趣旨に基き更に低物價政策運用上に於ける實際的規準を明確にし、以て官民の嚮ふところを明白ならしむること

(イ) 價格形成の國內的要因をなす賃金、生活費、運費等に付政府は其の安定を確保する建前を採ることを明確にし、其の具體的方策を即時實施すべし。

(ロ) 價格形成要因中國外的要因に基く原價の騰貴、即ち輸入原料の騰貴、又は輸入杜絶の對策として之を生産條件の劣れる内地に於て自給することに伴ふ原價騰貴、乃至戰時の特殊の事情に基く高建設費により生産力擴充を爲す場合に於ける原價騰貴等に就ては、原則として價格の改訂をなす建前を採ることを明確にすべし。但し右の原價騰貴に對しては官民協力して極力原價の低下を圖るべきは勿論なりとす。

(3) 低物價政策堅持に必要な基本對策の不整備若しくは國策上止むを得ざる國內的原價の騰貴に對しては、政府は速に之に適應する價格對策を講ずべきことを明確にし、單なる價格釘付政策の爲事業に不當の犠牲を負はしめ、延て國家の貴重なる生産力を脆弱ならしむるが如きことなきを保すべきこと。

(二) 低物價政策を堅持する爲には、其の最大前提條件として價格形成の中樞的要因たる賃金の安定を確保し、之を基礎として生産原價中勞力費を極力低位に安定せしむべき措置を講ずること

然るに現行の賃金統制は、關係法規制定前の平均賃金を標準として定められたる暫定的規制

にして、低物價政策の根幹たるべき賃金政策としては遺憾の點尠からず。かゝる賃金統制を以てしては現下の賃金騰貴の大勢を完封することは到底困難なり。依て此の際政府は本格的なる賃金國策の確立實施を爲すの要あり。かゝる觀點より要望する事項は次の如し。

(1) 現下の戰時統制經濟段階に於ては、勞務及賃金對策は、之を戰時經濟運營の根基として綜合有機的に處理せざるべからず。

右の爲には其の勞務行政は根本に於て産業の實際と緊密なる關係に於て企畫實施せらるゝこと最も肝要なり。此の見地より政府は現行勞務行政機構並に其の運營に付一段の考究をなすこと必要なり。

(2) 賃金の安定を確保するには、戰時基準の生活費及必需物資の供給を確保することを其の前提條件とするが故に、政府は其の根本的綜合對策を至急確立實施するの要あり。而してこれと共に勞務者が物心兩方面に於て最善の職域奉公を爲し得るが如き諸般の施策を官民一致して整備すべきは勿論なりといふべし。

(3) 賃金安定の方策としては、基本的には勞務需給の計畫的調整の整備を肝要とするも、尙

賃金統制の範圍を擴大し現在の如く工礦業に限らず之を廣く全産業に實施し、且農、工礦業、自由勞働、官業、民業相互間に於ける現行賃金の不均衡是正の措置を講ずるを以て急務とす。更に賃金統制の一層の勵行を期する爲には、勞働條件及賃金形態の合理化等に付統制會其他産業團體の機能を活用し、必要なる施策を講ぜしむべし。

(4) 原價中の勞力費を極力低位に安定せしむるが爲には、以上の他、移動防止の強化、能率の増進を圖り募集費増嵩の弊を除去すること肝要なり。

(三) 官民の物價統制機構等の整備改善を斷行すること

物資及勞力の供給が愈々窮屈となれる今日及今後に於て、低物價政策を圓滑に堅持する爲には、官民の物價統制機構並に其の運用を此の際根本的に樹て直すことを以て急務とす。

(1) 今日及今後の低物價政策を遂行する爲には、單に物價のみならず、賃金、運賃等に對する諸政策が有機的に一元化せらるゝ必要あると共に、物資、勞務、運輸力其のものゝ需給の調整、配給の規制等も亦有機的且強力に綜合化さるゝことを前提的に必要とす。然るに現下の政府の物價統制機構に於てはかゝる強大なる綜合力を有する機關を缺如す。斯の如

き物價統制機構を以て現段階の我が戦時經濟が要求するが如き低物價政策を完遂せんとするは洵に至難なりと謂ふべし。

(2)物價統制の圓滑なる遂行には、就中、専門の實際知識を必要とすると共に、政策の連續性を特に必要とす。従て少くとも物價統制の中心的擔當者は長く其の位置に在ること特に必要なり。然るに近年の事實は著しく之に反せり。最近に於ける物價政策遂行の滯滞と其の弊害の原因の一半は實に茲に在りと謂ふべし。

(3)物價統制の勵行及價格の公定に就ては、其の數極めて限りある官吏のみの力に依て之を圓滑に運営することは極めて至難なり。依て極力民間經濟團體を活用すべきは云ふを俟たざるところなるも、此の爲には價格の公定方法に就て改善を加ふると同時に、經濟團體に就ては、經濟新體制確立要綱の趣旨に則り、責任を以て政府と協力するの實を擧げ得るが如き機構を至急實現すべきものとす。

(4)適正價格の形成上必要なる基本資料に付至急其の整備を圖るべきこと
價格公定に關する官民双方の不滿は、必要なる基本資料の整備なき爲、價格の決定に際して

官民間に掛引の行はるゝことに基因するところ尠からず。依て此等の禍根を一掃する爲には、基本資料の合理的整備を圖ることを以て刻下の急務とす。

此の點に就ては、極力經濟團體を活用し有效適切なる方法に依らしめ、調査の重複等の弊を防止するの要あり。

(1)價格形成の基本資料となるべき共通原價方式の整備に就ては、すでに政府に於て準備中の由なるも、尙之が至急確立實施を要望す。

(2)物資配給及物價統制上必要なる資料の提出に就ては、其の不正申告は之を統制違反に準じて嚴罰に處すると共に、官廳は民間の申告を信用する建前を確立實施すべし。

(5)價格統制の方式は、公定價格一本建を改めて、公定價格、協定價格の二種とし、政府の價格公定は之を重要品に集中すべきこと。

而して協定價格の適用は價格公定に適當せざる性質のもの、及第一次的必需物資に非ずして必ずしも價格公定の必要なきもの等に適用し、一方贅澤品及些末なる品目は之を非統制品として統制より除外し、以て物價統制の運営を圓滑ならしむると共に、官廳事務の簡捷化に資

する要ありと認む。

(1) 價格公定制度は之を戰時經濟の重要品に限り、努力を之に集中して適正價格の堅持に付適切敏活なる運營を期すべし。

尙規格の統一、生産、配給、消費の規制等、價格政策背後の基本對策に就ては、廣く必要に應じ之を實施すべきところ、特に價格公定品に就ては原則として之を其の價格決定の必須條件とすべし。

(2) 協定價格は第一次必需物資に非ざるもの、及第一次必需品にても價格公定に適せざるもの(例へば生鮮食料品等)に付之を適用し、一定の業者團體に依る協定價格を認め、政府の認可に依て之を準公定價格と看做す。但し政府は必要と認めたる場合、何時にても其の改訂を命じ得るものとする事。

尙此の協定價格制度を簡便且圓滑に運營する爲には、其の協定價格の申告の正確なることを必須條件とするが故に、不正申請に就ては統制違反と同様、或はそれ以上の嚴罰規定を設けると共に、政府としては一定業者團體の申請を信用する建前を採り、速に其の協定

價格を認可すべし。

(3) 贅澤品其の他の戰時經濟上の不急不要品、些末品にして協定價格の必要なしと認めらるるもの、價格に就ては、直接に價格を統制せず、之を非統制品とす。但し生産の禁止、制限、高率課税等別途の統制を行ふものとす。

(六) 其の他

低物價政策堅持の基本對策としては以上の他左の諸點に付其の解決を圖る事を急務とす。

(1) 日滿支に於ける物價水準は周知の如く相互に多大の懸隔を生じ、滿支の高物價が直接間接我が低物價政策の根底を脅すこと尠からず。依て政府は内外の實情に即し適當の對策を講ぜられむことを希望す。

(2) 物資、就中農產物資の配給に關し、各府縣及内外地間に於ける現行の如き封建割據的統制の存在することは、政府の經濟統制に對する國民の不滿を激成し、延て經濟統制一般の勵行を困難にし低物價政策の維持を至難ならしむる弊甚大なるものあり。依て政府は之に對する根本對策を至急確立實施すべし。

(以上)

三 低物價生産増強對策に關する意見 (昭和十六年十月建議)

はしがき

現下に於ける物價政策の要諦は、低物價の堅持と生産増強との二大國策を矛盾背馳せしむることなく能く此の兩目的を達成しつゝ國防力及銃後經濟力の充實強化を圖るに在り。然れども吾人の觀るところに依れば我が國現行の物價政策は未だ應急對策の範圍を出でずして、眞に長期に亙る戰時國防及生産増強に對應すべき根本對策としての施設に缺くところ多し。依て吾人は去る八月建議せる『物價政策の改善に關する意見』に於て先づ「低物價堅持の基本對策として政府に確立實施を要望する主要事項」を提言し、且其の際低物價政策と生産増強との摩擦打開策に就ては追て成案を得て別に之を進言する旨を附記せるところ、今回下記意見書の如く其の具體的成案を得たるを以て今之を建議せんとするものなり。

記

本意見の構成

從來實施せられたる低物價政策は、價格の騰貴抑壓に主力を注ぎ、更に所要なる生産原價の低下對策に疎なる變態からず、爲に生産増強の阻害せられたること些少ならず。謂ふ迄もなく現下低物價堅持の主力は、之を生産原價の低下對策に置くを必要とすべく、之に依て、初めて低物價生産増強の目的を達成し得べきなり。右に對する本意見の構成左の如し。

- 一、價格形成の國內的基本要因たる賃金、運賃、國內原料品價格等に付其の低位安定を確固保持するに足る抜本的對策を確立實施すること
- 二、進んで、廣く産業の綜合計畫的合理化を圖り、以て、産業能率の増進及生産原價の低下を期すること
- 三、右兩對策にも拘らず、戰時特殊事情に依り原價昂騰し、爲に生産増強の困難なる場合に於

ては、物價の惡循環高を伴はざる特殊の措置を講じ、以て價格の適正化を圖ること
 四、以上諸對策の企畫並に運用の最善を期するには高度の組織的方策と複雑なる實際的處理とを絶對的に必要とするところ、之に即應する爲には、經濟行政機構の綜合一元化を期すると共に、統制會及之に準ずる民間經濟團體を廣く活用するの要あること

方 策 の 要 旨

第一、産業能率の増進及生産原價の低下に關する方策

産業能率の増進及原價の低下は、現下の統制經濟段階に於ては、政府の適切なる方策に俟つところ最も大なるを以て下記の諸件に關し當局の適切なる措置を要望するものなり。

一、適正勞務の確保と勞力費の低下

右は現下喫緊の二大經濟國策たる生産増強及低物價堅持對策の根基をなすものなるところ從來其の對策は他に比し最も遅れ居る爲齊に直接に賃金の昂騰を來せるのみならず、勞務配置の不適正、勞働能率の低下、移動の増大及募集費等間接費の著増を來し、爲に生産原價中

の勞力費は激増せり。而も此の際勞務對策上留意すべきは後者に基く勞力費昂騰の比重が一層甚大なることなり。從て、現下勞務對策の重點は、一方に直接間接に勞力費の昂騰を防遏すると共に、他方に生産増強上必要なる勞務及其の能率を確保し得べき適正賃金を確立するに在り、之が爲には在來の勞務對策に根本的再檢討を加ふるの要ありと思惟し、茲に其の具體策を述べたり。

二、經濟統制の本旨發揮

抑々戰時統制經濟の本旨は、之に依て重點的に物資、勞力及資金等の能率を最高度に發揮せしめ、以て國家喫緊の要請に即應するに在り。然るに我が國從來の統制經濟は動もすれば違反取締に偏し、肝腎の資材、勞力、資金等の重點的能率發揮に對する指導運営に就ては遺憾の點尠からず、加之、統制經濟の扇の要とも謂ふべき綜合企畫及其の機構其のものに於ても未だ十全ならざるものあり、爲に産業能率の低下或は生産原價の昂騰を來せるところ尠少なからず。依て茲に右に關する吾人の對策を開陳したり。

三、品質改善に依る生産増強と原價の低下

我が戦時經濟の現段階に於ては、資材、勞力、運輸力等の緊迫化せる關係上、産業の能率的作業を此の際最も緊要とするを以て、此の見地より、現下の低物價増産對策の完遂上、主力を注ぐべき一問題は優良生産資材の増産なり。然るに、從來は、價格政策、配給統制、政府補助金政策等の運用に缺陷ありて、優良品生産は阻害せられ、粗悪品の生産を助長したる結果となれる爲に産業能率を低下せしめ、生産原價を昂騰せしめたること甚大なり。依て、茲に其の原因を究め、對策を具陳したり。

四、産業的見地よりする金融及租稅政策の改善

金融及租稅政策の如何は、一國の産業經費に影響すること多大なるところ、從來、金融政策に於ては、貯蓄對策方面等よりの要請の爲、産業對策面よりする緊切なる要請が動もすれば輕視せられたる傾向尠からず、租稅政策に於ても、産業就中現下喫緊の國防産業に不合理なる負擔の課せらるゝものあり。此の際戦時經濟に隨伴する生産原價上昇の惡條件に拮抗し能く低物價政策を堅持して生産増強の國家目的を達成する爲には、凡ゆる手段を動員し、産業負擔を合理化するの要緊切なるに鑑み、上述の見地より、茲に吾人の要望する金融及租稅

政策に對する改善對策を述べたり。

第二、適正價格に依る増産確保と物價の惡循環高防遏對策

右の措置として、現在既に政府補助金制並に生産價格プール平準制の實施を見つゝあるところ、此の際十全の効果を期する爲には、尙、其の他の對策を實施するの要あり。加之既存の前記兩對策にも尠からぬ缺陷ありて、十分の効果を擧げ得ざる實情に在り。茲に、吾人の對策を摘記すれば左の如し。

一、現行の價格補助金制度の改廢

政府の補助金政策は、根本に於て、財政膨脹の趨勢上其の再吟味を要する段階に到達せる上に、現行價格補助金制は、各種の事由の爲、其の財政負擔の大なるに比し、低物價生産増強目的を達成する上より見て効果十分ならざる實情に在り、依て、右に對する吾人の改善策を呈示したり。

二、生産價格プール平準制の改善

現行生産價格プール平準制は、動もすれば優良事業の犠牲に於て、低能率企業を有利なら

しむる嫌諺からず。斯かる弊害の生ずる所以は、本制度の適用に當り、其のプール平準制の對象に就ての選擇、其の範圍、方法等に適切ならざるものあるに基くものなり。依て右に對する吾人の改善對策を考究したり。

三、販賣價格に對するプール平準制の新規實施

從來販賣價格は總て之を一本建とするを原則とせるところ、此の際生産原價昂騰の關係より、生産増強對策上價格の改訂を必要とする生産品に對しては、其の價格の適正引上げが物價の惡循環高となるを防遏する爲、其の販賣價格に付購入者の戰時經濟上の負擔能力に應ずる差等價格を設け、其の結果をプール平準し、一定の方式に依り生産者に配布するの制度を提案せるものなり。

四、優良品の増産と物價惡循環高の防遏

重要生産資材の品質を向上せしめ増産を刺戟し得る見込明白にして價格の引上げを行ふも當該資材の需要者にとりては實質上却て生産原價の低下となり物價の惡循環高を來す虞毫もなき場合には、價格の適正引上げを提言するものなり。

低物價生産増強對策に關する意見 (本文)

總 說

最近我が國戰時經濟政策として實施中の低物價堅持及生産増強對策は價格の騰貴抑壓に主力を注ぎ、更に肝要なる生産原價の低下對策に十全ならざる嫌あり、爲に、動もすれば一方に於ては生産増強を阻害し、他方に於ては其の犠牲として産業基礎を脆弱ならしむる傾向を劇致したること尠ならず、蓋し政策が本質に於て短期戰的應急措置に過ぎざりしこと蔽ふべくもあらざればなり。然るに、現下の如き長期戰段階に到達したる我が國としては、低物價及生産増強の確保其のものは、之を産業能力の向上と産業基礎の充實強化の上に築き、長期に亘り、益々生産を増大して微動だもせざる態勢を整ふること最も必要なり。

之が爲には、根本に於て、價格形成要因の低位安定を保持し、産業能率の維持増進を確保す

る等、生産力の増進、生産原價の低下を圖るべき有効適切なる基本對策を確立實施するの要ありと共に、價格の決定に付其の適正を期すること緊要なり。而して、右に對處すべき基本方策として、吾人の抱懷する意見の基礎は、既に前段に於て、其の要點を示したり。

素より此等基本方策の達成に就ては官民の協力一致に俟たざるべからず。此の點に就ては吾人民間業者が一層職域奉公の實を擧ぐるの要あるや勿論なり。然れども、現下の戰時經濟段階に於ては、民間業者其のものよみの努力に依て贏ち得る成果には自ら限度あり、到底、此の對策のみに依り、現下の國家的要請を滿たし得るものに非ずして尙一層高度の組織的統制方策を必須とするものなり。

例へば産業能率の維持向上及生産原價の低下方策の如きに就て見るに、從來に於ては、其の成否の責任は、主として各企業經營者其のものに屬せしなり。然るに、現時に於ては、其の大半は、政府統制政策の進展乃至改善に俟たざるを得ず。無論、斯かる政府の統制政策が其の十全的成果を擧ぐる爲には、今後民間業者の自主的協力を愈々必要とし、吾人の責任の重且大なるものあるを更めて痛感する次第なるが、而も尙現下喫緊の生産増強低物價堅持に對する前段

本意見の構成に述べたる四大基本對策の達成如何は主として、政府の經濟統制政策如何に懸るところ多大なる實情なるに鑑み、茲に別項の如き吾人の見解を披瀝し、其の實現に付政府に於て至急適當なる措置を講ぜられむことを要望するものなり。

第一 産業能率の増進、生産原價の低下對策

總說に於て述べたるが如く、現下に於ける低物價生産増強對策の主力は、之を産業能率の増進と生産原價の低下對策に置くべしと思料するを以て此の際右の觀點より問題となるべき主要點に付、吾人の意見を述べんとす。

尙、産業能率の増進と生産原價の低下對策としては本意見以外に配給機構並に企業體制の改革、遊休未働資産の活用、製品原材料等の規格の統一單純化等廣く産業の重點主義化と綜合計畫的合理化を圖り、且運輸統制の適正化、運賃統制の是正徹底に依る運輸の低廉圓滑化を期す

る等の重要對策あるべきも、此等に就ては他日の調査研究に俟つこととせり。

三〇

一 必要勞務の確保と勞力費の昂騰防遏に就て

惟ふに現下低物價生産増強目的達成の如何は勞務對策の適否に懸ること甚大なり。然るに、我が國現在の戰時經濟統制下に於ては資材、資金等に就ては既に相當高度の計畫的根本對策の發現を見つゝあるにも拘らず、獨り勞務對策に就ては最近迄も其の計畫的根本對策の伴はざる憾あり、此の結果、戰時經濟統制は各所に跛行的現象を露呈し、生産増強並に低物價堅持の二大國策の阻害せられたること尠少なからざるものありたり。

倅ひ最近、勞務調整令等の設定に依り、我が勞務統制は其の體制上飛躍的發展を見るに至り運用適切なるを得ば、從來に於ける弊害の尠からざる部分は之を克服し得る態勢を整備するに至れるも、本重要問題に關する吾人の見解を述べれば左の如し。

(イ) 勞力費の昂騰と其の原因

現下に於ける我が生産原價昂騰の最大原因を成せるものは勞力費の昂騰なり。右は嘗に個々

の企業に於ける勞力費其のものゝ直接的昂騰に止らず、資材費、動力費及運送費の形に於て生産原價を累積的に増嵩せしめつゝある次第なり。而して、今勞力費昂騰の原因を按ずるに、直接賃金の昂騰に由來するところ尠少なからざるは勿論ながら、直接賃金以外の形に於ける勞力費の増嵩に由來するところ更に甚大なるは勞務對策上特に注目すべき要點なり。以下、勞力費昂騰の諸原因を列擧すれば左の如し。

(一) 賃金其のものを直接昂騰せしむる原因

(1) 賃金統制令に於ける最高最低賃金の規定が、結果に於ては全産業の賃金を最高標準に迄過高に引上ぐるに至れること

(2) 賃金統制令に於ける賃金規制不徹底なる爲、中小の町工場、アウトサイダー炭山等は不當に高率の賃金を以て大工場、大鑛山より勞務者を誘致せること

(3) 日傭自由勞働者の賃金は統制範圍外なりし爲昂騰し、之が對抗上足止策として賃金値上げを來せること

(4) 都會に於ける工場及僻陬の地にある鑛山等に於ては、勞務者は米、野菜其他食料品の

三一

不足に悩まされつゝある一方、農村に於ては此等の物資に恵まれ居る爲、之との均衡上賃金騰貴の傾向を馴致しつゝあること

(二)賃金以外の形に於て勞力費を増嵩せしむる原因

(1)直接勞力費に關係あるもの

(a)勞務者の能率低下が各種の事情(例へば、移動率の増大、熟練工の不足、勞務者素質の低下等)の爲近時漸く顯著なるに至れること

(b)資材配給に連絡統一無く、必要資材が適時に入手し得ざる爲、勞働力を空費すること
尠からざること

(c)資材等の關係上機械化其他作業合理化に依る勞力費の低下が困難となれること

(2)間接費に關係あるもの

(a)近時移動率高く、且勞務者の募集費著しく高額となり、業種に依ては一人當百圓を超ゆるを常とすと傳へられ、爲に生産原價に結局轉嫁さるべき募集費は意外に多額に上りつゝあること

(b)勞務關係法令手續煩瑣の爲人件費の増加著しきこと

(c)最近應召者の累加に伴ひ之に對する手當も間接なる勞力費となり、其の割合も輕視出來ざる額となれること

(d)最近に於ては勞務者募集の條件として、都會地に於てすら、住宅を初め病院、學校、寄宿舎、日用品の供給機關等、勞務者の衣食住の全般に互る施設迄も工場 of 附帶施設として其の設置を餘儀なくせらるゝ場合多く、之が經費莫大に上り、間接勞力費を高むる顯著なる一項目を爲しつゝあること

(四)現下の勞務根本対策

現下の賃金統制の要諦は、一方に勞力費の昂騰を防遏すると共に、他方に生産増強上必要とする勞力及能率を確保し得る適正賃金を確立するに在り。之が爲には、我が經濟の根本が從來の自由經濟より戰時統制經濟段階に轉移せる事實に照應して在來の勞務對策に付根本的再検討を加へざるべからず。右に付、政府は既に最近の勞務動員對策等に於て、從來の勞資對立的觀念を一掃する等、着々之を實行しつゝありと雖も、尙此の際吾人の特に要望せんと欲する諸點

を概述すれば左の如し。

(一)各種産業乃至職種間に於ける賃金従來の均衡關係に付根本的再吟味を加へ、現段階に照應せる適正賃金均衡の基準を設定すること

近時重工業の急激且異常なる發達に依り、男子勞力の需給關係に構成的變革を生じ、各種勞務者間従來の賃金均衡に著しき變動を見るに至れり。他方、農村に於ては、滿洲拓士の進出、農家經濟の改善等の併進せる爲、工礦業勞務者供給源としての位置に基本的變化を齎らすに至れり。此等の結果、在來に於ける我が國各種賃金間の均衡は根本的に再編成せらるべき段階に到達せるものと謂ふべく、現下の各種賃金關係は新段階に至るべき過渡的性質のものを見るを妥當とすべし。

然るに現行の賃金規制は、一定時期に於ける此の過渡的性質の賃金を以て一先づ適正基準なりと見做せるものにして、根本に於て應急的施策に外ならず。之を以て、各種産業の必要とする勞力を適切に調整配置せんとすることの根本的に不合理なること謂ふを俟たざるべし。依て此の際現行賃金統制に根本的檢討を加へ現代に適應せる賃金基準の調査研究に即時着手して、

各種賃金間に於ける均衡の合理的基準を速に確立實施すること緊要なり。

(二)勞力配置の適正を期すべき措置を講ずること

最近重要産業に於ける勞力供給に圓滑を缺き、延て勞力費昂騰を招來し生産擴充に支障を來したるは、勞力の配置に關する従來の計畫十全ならず、爲に各産業各企業が相繞つて限りある勞力を爭奪せざるを得ざりし既往の機構に其の禍根を有したるものと謂ふべし。

伴ひ今次勞務調整令の制定せらるゝあり、其の適切なる運用に依り今後必ずや此の缺陷は匡正せらるべきものと信ずるも、萬一之が運用適正を誤らんか、産業は全面的に其の活動を癱痺せしめられ、他方勤勞者をして將來の希望を失はしむるが如き事態を生ずべし。依て其の運用に就ては特に慎重を期し、尠くとも中央及重要都市等に於ては官民合同の委員會を設置し、其の施行をして産業の實際及人心の機微に背馳せざるやう努むるの要あり。

(三)勞務並に技術に對する科學的管理を一層整備すること

勞務並に技術の管理を一層科學的ならしむることに依て、人員及生産原價を節減する餘地尙尠少なからざるものあり。依て政府は、統一的計畫の下に官民の研究機關を總動員して之が研究

に力を盡し、且適當なる指導制度を設けて、其の成果の實行に付格段の考慮を拂ふ必要あり。

(四) 勞務及賃金對策を綜合有機的に處理し得るやう行政機構を改むること

(此の點に就ては曩に「物價政策の改善に關する意見」に於て言及したるを以て其の理由は茲に省略す)

(ハ) 勞務緊急對策

必要勞力及能率の確保と勞力費低下の兩目的の達成を此の際急速に確保する爲には、前記根本對策以外、更に刻下の緊急對策として、左記諸事項に付其の實現を期すること肝要なり。

(一) 産業報國精神の昂揚

工場、鑛山内に於ける産業報國會の組織を整備強化し官民協力、産業報國運動の機能を活潑ならしむることを必要とす。

(二) 賃金制度の活用

長期に亙り産業能率を維持増進せしむる爲には深く一般従業員の人間性に留意して賃金制度或は報償制度を按配し、精神運動と相俟つて、従業員の熱意を鼓舞するを要諦とす。之が爲に

は今次勞務調整令の適切なる運用に俟つところ多大なるが、尙、廣く現行賃金統制令の機械的一律規制を排し其の伸縮性ある活用を期せざるべからず。

(三) 生活物資配給の圓滑化

速に綜合切符制其他に依る生活必需品配給制度の確立を圖り、之と同時に工場、鑛山の勞務者に對し優先配給の途を考慮すべし。

(四) 熟練工の移動防止

右に就ては近く勞務調整令の實施を見んとするにありて略其の目的を達すべしと雖も、尙、國民勞務手帳制の適用を擴張し女子勞務者、官業勞務者、日傭勞務者等に迄全面的に之を及ぼすの要ありと認む。

(五) 主要熟練工の召集猶豫

餘人を以て容易に代置し得べからざるが如き主要なる熟練工に就ては其の登録制を擴充し、軍事召集を免除又は猶豫し、以て工場、事業場の産業能率の低下を防止するの要あるべし。

(六) 賃金統制範圍の擴大

現行賃金統制範圍を擴大し、日傭自由労働者等に對する適正なる標準賃金及最高賃金を定め熟練労働者との間に賃金の均衡を失はしめざること最も緊要なり。

(七) 間接経費の軽減

勞力募集費は近く實施せらるべき勞務調整令の適切なる運用に依り著しく軽減せらるべきを期待せんとするものなるが、尙住宅、病院、學校等の施設に對しては住宅營團に依る經營其他の方途に依り生産原價の増嵩となるを極力防止する措置を講ずるの要あり。

(八) 勞務供給源の増大對策

不足勞力補充の爲には根本的對策を講ずるの要あるところ、差當り輕易なる作業に對し老年者又は女子を以て之に代置せしむること必要なり。而して如何なる職種に對し女子、老年者を代置せしむべきかに就ては官民合同の調査機關を設置し至急考究するの要あるべし。

二 經濟統制の不適正に基く産業能率低下並に生産原價の増嵩と其の是正に就て

前掲「方策の要旨」に於て述べたるが如く、現下の我が戰時經濟統制は取締的消極面に偏して其の能率的指導運営の積極面に缺くるところ尠ならず、爲に現下喫緊の生産増強を阻害し、生産原價を増嵩せしむること輕視し難きものあり。茲に右に對する吾人の見解を開陳して政府當局の適當なる措置を要望せんとする所以なり。

(一) 統制の不適正と生産原價増嵩の實情

今前述せるが如き事情の爲、我が生産原價の増嵩しつゝある一斑に付大觀するに以下概述するが如し。

(一) 未働資本、遊休設備の増大、並に資材の配給不圓滑に基く作業の滯滞等の結果として生ぜる産業能率の低下と生産原價の増嵩

此等の原因には、國際情勢の急變等所謂不可抗力的事情に基くところも素より尠ならず、共、其の尠からざる部分は、政府の經濟機構の整備及經濟統制の是正に依て之を防遏し得るものなることを銘記せざるべからず、例へば、物資動員計畫並に生産力擴充計畫に於ける綜合計畫性並に正確性に對する機構及方法に於ける一層の整備、資材、勞務及運輸等に對する配給統

制の綜合一元化、就中横斷的連繫の整備、資材配給に於ける品種、品質、數量の適正及期日の正確化、其の他の改善に依て、産業能率は著しく向上し、生産原價は尠からず低下し得るものなり。

(二)統制方法乃至手續の煩瑣にして、産業能率を阻害すること甚だしく、且、直接的にも其の爲人件費等の増加尠からず、此等の爲生産原價を増嵩せしむること莫大なること

現行統制手續中には、違反取締の完璧を期するの餘り、實務上の便宜を犠牲にして顧みざるもの尠からず。又、其の手續の煩雜にして實效上其の改廢を可とするもの多々あり。更に、政府各官省各局課の連絡不十分なることに基く手續の重複煩瑣も亦多大なり。

(三)半官的統制機關に於ける弊害と生産原價の増嵩

其の運営多分に官廳風を帯びて實務的ならざる憾尠ならず、加ふるに、各統制機關の手續料高きに過ぐる嫌ありて、産業の負擔尠ならざるものあり。

(四)統制是正に付政府に對する要望

前記の如き經濟統制の諸弊害を除去する爲には、根本に於て、民間業者が、戰時統制經濟の

意義を體得し、政府經濟統制の圓滑なる運営に付物心兩面に互つて、進んで之に協力するの措置を一層整備するの要あること勿論なるが、今、茲に右に付政府に要請すべき主要點を概説すれば左の如し。

(一)各業界の實際的知識經驗を總動員して、敏速且正確に、物資動員計畫並に生産力擴充計畫の適正を期する措置を速に講ずると共に、資材、勞力、資本の配置に付重點主義を一層強化すること

(二)配給資材の品種、品質の適正を確保し、數量、納期の正確を期する措置を講ずること

從來に於ける資材の配給は、其の品種、品質、數量、納期等に於て、需要者側の要求に一致せざること尠からず、爲に作業能率を低下し生産増強を阻害し、延て、生産原價を増嵩せしむること甚大なり。今此の原因を吟味するに、資材の割當配給が、個々の企業に對して行はれ、各企業は、各種資材毎に夫々異なる機關を通じて、個々別々に之を發注せし爲、當該資材の生産計畫中に、需要者側の要求を反映せしむること困難なりしことに基くところ多し。依て從來の方法を改め、生産資材の割當及配給は之を當該業者團體に對して行ひ、當該業者團體は、資材

の大口需要に就ては、品種、品質、數量、納期等を一定して、當該資材の生産者團體に發注し以て、需要者の要求を當該資材の生産計畫其のものに直接接續せしむる要あり。

(三) 戰時經濟統制の根本目的に鑑み、統制方法乃至手續を極力簡便且實際的ならしむること
戰時經濟統制の主眼目は、違反取締の完璧其のものに非ずして、資材、勞力、賃金等を現下喫緊の國家目的達成の爲動員して、其の最高能率を重點的に發揮せしむるに在り。依て、右目的を基準として從來の統制方法乃至手續を根本的に再吟味し、極力之を簡便にし、且其の運用を實際的ならしむる措置を講ずるの要あり。

(四) 各種經濟統制の企畫、實施並に之に必要な調査等に就ては極力各種産業の統制會乃至之に準ずる民間産業團體をして之に當らしむること
此の點に就ては、後段に於て更に詳敘するところあるべし。

三 生産資材の品質低下に基く産業能率低下並に 生産原價増嵩と其の是正に就て

戰時物價の統制に當りては價格の公定と共に併せて品質低下を防遏する措置を講ずる必要あること勿論にして、此の點に就ては、夙に政府に於ても尠からず努力を拂ひつゝあるところなるが、未だ實際に於ては形式上に於ける低物價堅持の反面に於て、品質の低下甚だしき事例尠しとせず。尤も、生活用消費品の品質低下に就ては必ずしも之を一律的に非難すべきに非ざるも、生産資材の場合に於ける品質の低下は、其の結果事業の産業能率全體を尠からず悪化せしめ、幾何級數的に生産原價を昂騰せしむる弊害甚大なるものあり。尤も、其の品質の低下が、輸入の杜絶其の他時局的特殊事情に基くものに就ては、止むを得ざるところなるも、現下生産資材の品質低下の尠からぬ部分は統制對策宜きしを得ば之を改善し得る原因に基くものなり。此等に就ては速に之を是正するの根本對策を確立實施すること緊要なり。

(イ) 品質の低下に基く産業能率低下、生産原價増嵩の實情

今、生産資材に於ける上述の如き品質低下の根本原因を検討するに、其の主要點として吾人の見るところ左の如し。

(一) 價格政策乃至補助金政策適切ならざる爲、優良品の生産を不利とし、粗悪品の生産を有利

ならしむることに基因するもの

(二) 需要供給の均衡關係一變し、爲に、需要者側が從來具備し來りし品質選擇の實力なきに至りしにも拘らず、物資の配給、價格の決定等は、依然需要者に品質選擇の實力ありし當時の機構並に方法を基本とせしことに基因せるもの

以上の中、近時生産資材の品質低下を齎らせる普通的原因は(二)の需要者側の品質選擇實力の喪失に在り。而して、其の結果品質低下著しきものとしては各種鋼材、鑄造品、合金類、特殊機械器具、各種機械器具部分品、ミルポール、ワイヤロープ、纖維製品、ゴム靴及地下足袋等を擧げ得べく、爲に作業能率を阻害し、生産原價を昂騰せしむるの弊害尠少なからざるものあり。更に、(一)の價格政策乃至補助金政策の適切ならざる結果、粗悪品の激増甚だしく、爲に國家經濟に最も甚大なる損害を與へつゝあるものゝ典型は石炭に於てなり。依て今之を専ら石炭に就て見るに、左の如し。

(1) 石炭プール平準制に於ける生産者よりの買入標準價格に於ける品質上の考慮は、カロリー及灰分を基準とせるところカロリー當の格差付適切ならざる爲、品位改善の餘地を阻害

するの結果を來しつゝあり。又石炭消費經濟に於けるカロリー當使用效率は、品位向上に伴ひ累進的に増大するものなるところ、從來此の點の考慮十分ならず、最近に至り稍々適正なる格差の制定を見るに至れるも、尙、一層之を合理的ならしむる措置を講ずるの要ある實情なり。

(2) 政府現行の出炭獎勵金は、單に生産總數を基準として炭質の優劣如何を問はず、又買取價格補償金に於ても炭質よりも専ら其の生産原價に重點を置ける故に、他の事情と相俟つて粗悪炭の増産を特に助長する結果となれるのみならず、一般的に、洗炭に依る品位の向上を採算上阻止するの結果を來しつゝあり。

(3) 更に之を石炭販賣價格に就て見るも、積出炭價に於ては、大體に於て前掲(1)の弊害を伴へる上、消費地販賣價格に於ては、運賃諸掛費は、炭質の如何に拘らず同一なる故に需要者としてのカロリー當炭價は其の使用效率とは全く逆に、上級炭に於て廉價に下級炭に於て高價なりと云ふ不合理なる價格を現出せり。

前述の如き事情の爲、現下の石炭増産對策の下に於ては、優良炭の生産増加は阻止せられ、

粗悪炭の生産増加は特に奨励せらるゝ傾向尠少なからざるものあり。然るに、石炭品質の低下は産業能力並に能率を低下せしめ、生産増強を阻害し、且生産原價を昂騰せしむること甚大にして、其の弊害測るべからざるものあり。就中、近時に於ける我が國石炭需要の激増は、専ら、重工業の飛躍的發展に在り、而して、重工業は主として優良炭を必需する事情に鑑み、前述の如き粗悪炭氾濫の弊害は殊に著大なるものあることを銘記せざるべからず。

尙、資材の粗悪化が生産原價を昂騰せしむる右の経緯は、其の他の生産資材の場合に於ても大體に差異なきところなり。

以上の實情に鑑み、此の際政府は生産品の品質の優劣と價格決定及配給方法等との關係に付廣く根本的再検討を加へ、極力優良品の生産増加の確保を圖るの措置を講ずるの要切實なるものありと思料す。

(ロ) 生産資材の品質向上方策に対する要望

惟ふに、現下に於ける生産資材の品質向上方策は、其の品質低下の原因に鑑み、吾人は、之を左の三點に集中するを以て、最も機宜を得たる對策なりと確信す。

(一) 價格の公定に當りては、品質と價格との連繫を一層整備し、極力品質の優劣に依る價格の格差を精密にすること

(二) 資材の配給方法の改善其の他の方法に依り、需要者側に於て、其の生産品の品質に付必要なる選擇力を行使し得る制度を能ふ限り確立すること

(三) 優良品價格が不合理に低位に決定せらるゝ爲乃至政府の補助政策が優良品生産に不利なる爲生産品の粗悪化する産業に於ては、優良品價格並に補助政策に付合理的改訂を加ふること

以上の中、(一)の對策は生産品の品質改善の謂はゞ一般對策にして、既に政府の努力に依り相當の効果を擧げつゝありと雖も此の際尙一層の整備を要望せんとするものなり。而して、茲に吾人が特に其の施策の必要に付具體的に進言するの要ありと認むる點は前記(二)及(三)にして、以下は右に對する吾人の具體的見解なり。

現下に於ける生産資材の品質低下は、物資不足著しき結果、從來の如く、需要者側に於て品質の選擇力を喪失せることに基因すること大なるは既に指摘せるところなり。從て、斯かる事情に基く生産資材の品質低下に對する防遏對策としては、其の需要者側に品質選定の實力を賦

與する措置を講ずるを以て最も有效適切なる對策とす。而して、右は生産規格の統制乃至其の勵行の困難なる物資に於て特に必要なるは勿論、假令生産規格ある場合と雖も精密なる品質を規定することは至難なる故に同じく之を必要とするものなり。右に對し吾人の提言せんとする具體策左の如し。

(1) 生産資材に對する原料の割當に就ては、從來の如く實績主義其の他の形に於て之を生産者の既得權として固定せしめず、其の生産品の品質及納期等に於て、需要者側の要求を最も良く満たし得る生産者に、より多くの原料配給をなし得るが如き、伸縮性ある配給制度を一層擴充すること

(2) 右の趣旨に基く配給制度としては、大口需要者に對し、既に二の(ロ)の(二)に於て述べたる制度を採用すること(四一頁参照)

次に現行の價格決定方式並に政府の増産補助政策の適切ならざる爲、其の生産品の品質の低下を齎らす弊害の特に著大なるは石炭に於てなり。依て今本問題に關する改善對策を代表的に石炭に付述べんに、優良炭増産の助成促進に關する最も有效適切なる措置は政府に於て其の價

格政策に付左の如き改革を斷行するに在りと思料す。

(1) プール平準生産者價格の決定方式に付之を現下喫緊の増産目的に照應して改善し、以て特に優良炭の増産を確保助成し得るが如き性格のものとなすこと

(2) 其の事業の性質上、特殊の炭質を要求する重要用途炭に就ては、右特殊性質を基準とする特殊價格の設定に當り綜合査定品位に準據せる適正格差を附し一層品位の向上を助成すること

(3) 石炭増産に對する政府の補助獎勵政策に就ても、以上の原則に準じ現行制度を改善すること

以上は皆に石炭の場合のみに限る問題に非ずして、大體に於て、一般の場合にも準用し得べき代表的方策に外ならざるものとす。

四 低物價増産對策の爲の金融及租稅政策の是正に就て

惟ふに、現下の我が金融及租稅政策は、謂はゞ自由經濟より戰時統制經濟への過渡期に在る

ものにして、政府は既に此等根本事情の變化に處する爲、「財政金融基本方策要綱」に於て金融及租稅政策に付其の所要する改革の方向を明示し、着々實行を期しつゝあるところ、尙茲に、低物價増産對策の見地よりして、吾人の特に要望せんとするところを概述せんに左の如し。

(イ)金融及租稅政策の如何と産業經費増減の實情

(一)金融政策の如何と産業經費の増減事情

金利の如何が産業の資本費負擔を如何に増減せしめ、延ては、低物價増産對策に關係するところ多大なるかを見るに、

(1)基準金利にして低下せんか、事業の標準配當率は自然之に應じて低下すべし。

(2)借入金に對する利子負擔はそれだけ輕減せらるべし。

而して、此等の負擔輕減が低物價増産對策に及ぼす影響は、其の性質上特に巨額の固定資本を要する現下喫緊の重工業に於て殊に甚大なるものあることを銘記せざるべからず。

又、事業資金の調達に、直接間接に不圓滑なる爲、自然、廣き意味の産業經費を増嵩せしむる傾向尠からず。就中、此の際右の觀點より問題となるは、株式ルート及社債ルートに依る事

業資金調達の不圓滑なる爲、低物價増産對策に及ぼす弊害の尠からざる件なりとす。

(二)租稅政策の如何と産業經費の増減事情

國家所要の歳入に付此の際産業が進んで之を負擔すべきことは勿論なるが、現行稅制に於ては或は其の課稅が不合理なる爲、或は負擔の公平を失する爲、産業就中現下喫緊の國防産業に對し不合理なる負擔を加重せしめ産業經費を不當に膨脹せしめ居るもの尠からず、殊に今日稅率の大となる際其の及ぼす弊害は漸く甚大なるものあり。

(ロ)金融及租稅政策に關する要望

(一)根本に於て産業資本の利子並に配當負擔を極力輕減せしむるに必要なる措置を講ずること
近時各般金利の決定に當り、貯蓄對策面等よりする金融政策的要求の爲、産業對策面よりする緊切なる要求が動もすれば輕視せらるゝの傾向尠からず。依て各般金利の決定に就ては其の産業部面に及ぼす關係の重大意義を能く反映せしむるの措置を講ずるの要あり。

(1)我が經濟の重工業段階に飛躍發展せる事實に鑑み、之に照應せる金利水準を誘導促進し就中長期産業資金の供給を圓滑にし、之を低利ならしむる措置を講ずること

巨額の固定資本を必要とする重工業を眞に發達せしむる爲には、一國の金利は特に低位なることを必要とするは、重工業諸國の實情に鑑み、絮説を要せざるところなり。又、市中銀行及日本銀行の經營方針其のものに就ても、商業金融本位より、産業金融本位に轉移するの要あることは既に政府の強調せるところなり。斯かる實情に鑑み、政府は此の際金融政策に付左の如き措置を講ずるの要あるべし。

- (a) 基準金利の低下を誘導促進する目途の下に、各般の金利對策を決定すること
 - (b) 民間資金の直接産業投資を誘導促進するに足るべき金融機構を考慮すること
 - (c) 社債募集費を一層低下し得るが如き措置を講ずること
- (2) 税制の適切ならざる爲、産業資本の負擔を不合理に増大せしめつゝある現行税制を改革すること、就中、現行綜合所得税に於ける株式配當の偏壓は其の結果、株式の全國的標準配當率をそれだけ不合理に高め、産業の負擔する資本費を増大せしめつゝある事實に鑑み、速に之を是正すべきこと

(3) 金融及租稅政策の決定に當り、産業の立場を十分反映せしめ得る行政機構を考慮すること

現行金融行政機構は必ずしも産業行政機構と緊密なる關係に置かれざる憾決して尠ならず爲に幾多の支障を生じつゝある實情に鑑み、政府は金融政策の企畫運用に付産業の立場が十分之に反映し得るが如き措置を速に講ずるの要あり。右は又租稅政策の企畫及運用に當りても等しく其の必要を認むるところなり。

(一) 事業資金の調達を極力低利圓滑ならしむる爲金融の運営に必要な改善を講ずること

右の爲には、素より産業人側に於て、改善を要すべき點尠からざるも、尙政府の政策的改善に俟たざるを得ざる主要點左の如し。

(1) 株式ルートに依る資金調達を低利圓滑ならしむる措置を講ずること

惟ふに、最近に於ける統制經濟の發展は、根本に於て産業及株式の位置を自由經濟時代に比して著しく安定せしめ、金融上、株式の性質は著變するに至れり。加之現下の統制經濟に於ては、最早、株式市場の投機思惑の弊害は殆ど發生の餘地なく、寧ろ現狀に於ては、株價の過當低落對策を必要とする事情に在ること、現に政府の認むるところなり。斯く株式に關する根本事情の一變せるに鑑み、政府は、右に照應して、從來の株式金融政策を革

め、以て、株式資金の調達を低利圓滑ならしむる措置を講ずるの要あり。

(2) 社債ルートに依る資金調達を低利圓滑ならしむる措置を講ずること

(a) 現段階の戦時經濟に於ては、公債消化と産業資金調達とは同列一如にして其の間に輕重の差なきこと、『財政金融基本方策要綱』の示すところなり。依て資金計畫及其の運営に關し社債消化を公債消化と同列に取扱ふと共に、會社社債の應募に付預金部其他官廳資金を一層廣く運用する措置を講ずること

(b) 現行税制に於ては、社債利子は課税せられ、貸出利子は結果に於て無課税となる傾向大なる爲社債消化の阻まるゝ傾向あるに鑑み之に付適當なる改革をなすこと

(三) 其他産業經費低下對策として財政金融政策上改善を要望すべき事項

(1) 統制會社又は國策會社に對する事業會社の出資が産業經費を増嵩せしむる弊害を是正すべき對策を講ずること

統制會社又は國策會社に對する事業會社の義務的出資は近時尠からぬ勢を以て増大するの傾向にあるところ、其等會社の配當率は多く六分にして、事業會社に於ける其の税金差引

純手取配當率は四分五厘乃至三分一厘なり。然るに、會社經理統制令に依る事業會社の標準配當率は八分にして、社債資金の場合と雖も其の發行者利廻負擔は四分四厘八毛乃至四分六厘三毛餘にして此の差額は事業の負擔となり、それだけ生産原價を昂騰せしめつゝあるものなり。

依て政府は此等の弊害を除去するに必要なる措置を至急講ずるの要あり。

(2) 政府支拂金の遅延が産業經費を昂むる事情と其を是正すべき對策を講ずること

抑々、納品代金に對する政府の支拂は、其の期日が一定せざる上に尠からず遅延するを常とす。今、某工場に於ける實績に就て見るに、若し納品代金に對する政府の支拂にして、之を一箇月に短縮し得る場合に於ては、納品代金を一・三%低下し得る實情なり。加之、斯くの如き支拂の遅延は常に金利負擔のみならず、企業の金融上尠からぬ困難を來すものなることを指摘せざるを得ず。

依て政府は、納品代金に就ては、現品納入後、例へば一定期間以内に之を支拂ふが如き原則を確立せられむことを要望す。

第二 適正價格に依る増産確保と物價の惡循環高 防遏對策

低物價政策堅持の下に生産増強の國家目的を達する爲には、上述の如く生産原價を低位に抑制することに付官民協力凡ゆる努力を拂ふの要あるは勿論なるも、而も尙時局の特殊事情の爲生産原價の昂騰を來せる場合に於ては、當該生産品に付價格の適正なる引上げを行ふこと生産増強對策上緊要なるは言を俟たず、唯其の結果一般物價の惡循環高を招來するが如きことなからしむる爲特殊の措置を必要とする次第なり。

而して吾人は現に實施せらるゝ政府補助金制度、生産價格プール平準制の實績に鑑み左の如き一連の諸對策を以て適切なりと思料し、其の具體化を建言せんとするものなり。

(一)價格に對する補助金制度は原則として之を廢止し、價格の適正引上げをなす、而して政府の増産補助對策は之を企業補助に集中統合すること
但し生活必需品等に限る必要ある場合價格に對する補助金を交付すること

(二)前段に述べたるが如き價格の適正引上げが物價の惡循環高を來さざる方策としては左の諸對策を實施すること

(1)現行の生産價格プール平準制の缺陷を是正し、之を一層有効に活用すること

(2)販賣價格に對しても新にプール平準制を實施すること

(3)特に、優良品の増産を促進する措置を講じ、産業能率の向上に依りて價格引上げの惡影響を克服すること

今、以上の各項に付、吾人の考究したる定見の概略を説明すれば下記の如し。

一 現行補助金制度の缺陷と其の是正に就て

(イ)補助金制度に再吟味を要する根本點

現下の緊迫せる内外情勢に鑑みれば、軍事費及臨戰經濟態勢整備の爲必要とする各種經濟補助金支出の増大するは必至なるべく、我が財政支出は今後更に相當膨脹の趨勢に在りと謂はざるべからず。然るに、之を消化吸収すべき我が經濟餘力は漸次其の弾力性を減じ、爲に、財政

支出の膨脹は直ちに通貨の過當膨脹を招來するの傾向漸増し、其のインフレーション化の影響力は相當戒心を要する情勢にして、政府の補助金政策は此の意味に於ても此の際根本的再検討を要する段階に至れるものと謂ふべし。

就中既に巨額に上れる價格補助金に於ては財政に及ぼす犠牲の多大なるにも拘らず、補助金政策の眼目とする生産増強目的の達成は、左の如き缺陷の爲必ずしも十分の成果を擧げ得ざる實情に在り。

(1) 生産原價に標準利潤を加算せる適正價格を保證するに必要な補助金の交付は事實上行はれ居らず、又其の是正は財政上將來に於ても之を期待し難きこと

(2) 價格補助金は其の性質上毎年議會の協賛を要する爲不安定性を有し、長期に亘る企業の計畫を困難ならしめ、延て増産目的の達成を阻害すること

(ロ) 補助金制度改善に對する要望事項

抑々價格政策としての補助金制度は一時の應急對策として採用せられしものにして、其の限り相當の効果を擧げ得たりと雖も、前段の如き實情に鑑み、此の際左の如き恒久的基本對策を

確立し、以て、長期戰態勢に對處するの要緊切なるものありと謂ふべし。

(一) 價格に對する補助は原則として之を廢止し適正價格を設定すること、但し生活必需品等に限り必要ある場合之を行ふこと

價格に對する補助は前述の如く、財政政策上及生産増強の達成上本質的に缺點を包藏するの事實に鑑み、原則として速に之を廢止し、之に對處する方法としては一般物價の惡循環高を伴はざる措置を講じて適正なる價格の引上げを行ふを適當と認む。但し、生活必需品價格の引上げは國民生活全般に互り直接的影響を及ぼし、賃金の騰貴等を通じて物價の惡循環的騰貴を來すの虞大なるを以て、必要に應じ補助金交付に依り其の價格を低位に保持するの必要あり。

(二) 重要物資の増産對策としての補助は之を企業補助に統合集中すること

惟ふに、新坑の開発、工場の新設擴張等に對するが如き企業補助の方法に依る場合は、價格補助金の場合と異り、或は長年度に亘る計畫的補助も可能なるべき故に、企業の計畫に確實なる基礎を與へ、或は重點的に補助を強化し事業の促進を圖る等、實情に應じ適切なる措置

を講じ増産目的達成に實效を擧げ得べし。

(三)一般に價格の適正なる引上げをなす場合に於て特別の事情に依り價格に付補助を爲すの必要あるものに就ては當該物資の需要者側に補助金を交付し、補助を重點化し、以て財政負擔の輕減を圖ること

(四)補助金制度の運用を改善すること

手續等の煩雜、形式的條件の重視等の爲、補助金制度本來の目的とする増産に役立たず、又補助金交付の時期甚だしく遅るゝ爲に其の効果を減殺する等の場合尠からず。此等に就ては本制度の本旨に則り、弾力性ある運用を行ひ企業經營の實際に即せしむる要あり。

二 生産價格に於けるプール平準制の改善に就て

我が國現下の生産價格プール平準制は戰時非常の増産要求に對應する爲、自然的條件その他經營者の努力を以て動かし難き特殊の企業條件の差異に付、極力之を均等化し、以て低物價と増産要求との兩目的を併せ達成する事を其の目的とするものにして、運用宜しきを得ば價格政

策として相當の效果を期待し得べき制度なり。然れども、萬一其の運用宜しきを失ひ優良事業の犠牲に於て低能率企業を有利にするの結果に陥らんか、事業關係者の自主的向上心を阻害し延ては公正の觀念に疑義を抱かしむるに至り、却て事業の進歩發達を妨げ、生産の増強を鈍化せしむる等の虞尠からず。依て政府は本制度を適用するに當り、其の適用對象の選擇、其の範圍、方法等に付慎重なる検討を加へ、上述の弊を醸すが如きことなからしむることを要す。

今右の趣旨によりプール平準制の改善に對する吾人の見解を開陳すれば左の如し。

(一)生産價格プール平準制は、左の如き事業乃至事業部門に限り之を適用し、右價格決定に就ては經營者の優秀性に基因する成果を十分尊重し、以て、經營及技術の進歩向上を阻害するが如き弊なきを保すべし。

(1)戰時經濟運行上重要な産業にして自然的條件に因り其の生産原價に相當差異ある場合
其の生産價格に付

(2)内地に同種又は關係品の生産ある輸入品にして、内外品の原價に相當差異ある場合其の
輸入及生産の兩價格に付

- (3) 戦時國策の要請に依り高建設費の下に生産設備を擴充し、爲に、在來の設備に於ける生産原價との間に相當差異を生じたる時、プール平準可能の場合、其の市販品價格に付
- (4) 其の生産品原價の大部分が運賃より構成せらるゝ重要品にして、各工場運賃負擔に相當差異ある場合其の運賃に付

但し此の場合には各工場立地條件を考慮するものとす。

(二) 生産價格プール平準制の實施に當りては、其の運営を圓滑にする爲左の如き措置を講ずること

- (1) プール制を必要とする場合、其の企業者數多大なるか、又は大小規模のもの混在するが如き場合には、一部の小規模企業を整理統合し、之を一定數以下の組織體に改編するか、又は大規模企業に買収せしむること

(2) 生産條件特に低劣なる企業にして、國家目的上其の稼行を必要とする場合には、之をプール制に包攝せず、特殊會社等をして之を一括經營せしめ、別途、國家總動員法等に依る補償等の方法を採用する等の處置を講ずること

(3) 特に現狀に於ては、資材勞力等の關係上、生産條件低劣なる企業は國家目的達成上寧ろ之を整理するを可とするに至れるものあり、此等に就ては之をプール制より切離して別途に處理する措置を採ること

三 販賣價格に對するプール平準制の提唱に就て

生産増強と低物價政策堅持との解決對策として採用せられたる價格補助金政策は、今やインフレーション防遏の見地より極力之を回避すべき段階に在ること既述せるところなり。而して之に代る最も有力なる價格對策の一として吾人は茲に販賣價格に對するプール平準制の實施を提唱せんとするものにして其の對象、範圍、程度等に付官民協力速に其の具體的調査をなすの要ありと認む。

即ち、從來販賣價格は總て之を一本建とするを原則とせるところ、此の際生産原價昂騰の關係より、生産増強對策上價格の改訂を必要とする重要生産品に對し、其の販賣價格を二重以上の多様性とし、其の購入者の戦時經濟上の負擔能力に應ずる差等價格を設け、其の結果をプー

ル平準し、一定の方式に依り生産者に配分するものとす。其の要領左の如し。

(一) 戦時経済的負擔能力に應ずる數段の差等販賣價格を設定すること

(1) 當該品目が、原料其の他の費目として、其の生産品原價中に占むる比重僅少にして、當該品目の價格の引上げの爲、之を原料等とする生産品の價格引上げを延て不可避とするの關係稀薄なる使途に對しては、其の負擔能力に照應して一定數の段階を設け、之を基準にして差等販賣價格を設定す。

(2) 當該品目の價格の引上げの結果、之を原料其の他となす生産品等の價格騰貴を原價計算上不可避となす場合に於ても、右生産品の價格騰貴の及ぼす影響にして戦時經濟運営上必ずしも重要ならざる使途の場合に就ては、此等の使途に對し差等價格に依る價格の引上げをなす。

(二) 以上の差等販賣價格の結果をプール平準すること

(1) 以上の販賣差等價格制は、其の結果をプール平準し得るやう、其の配給機構の整備せる場合に之を限ること

(2) 生産者に支拂ふべき價格は、以上の販賣差等價格の結果をプール平準せるものを其の基本となすこと

四 物價惡循環高防遏對策としての優良品増産に就て

生産資材の品質低下が産業能率及生産原價に及ぼす惡影響に就ては既に前段に於て明かなるところ、今、之を該生産資材を使用する生産者の立場より見るに、若し其の生産資材の品質を向上せしめ得る場合に於ては、假令其の爲必要とする價格の引上げを相當行ふとも、實質的には却て生産原價の低下となるの理なり。否、斯かる價格の引上げに依て新に優良品の生産増加を期し得る場合に於ては、其の結果現下不足に悩める原料資材の入手を潤澤にし、事業の操業を圓滑乃至増大せしめ、此の側面より、更に其の産業能率を増大し延て其の生産原價を積極的に低下せしむる作用尠からざるものある次第なり。

由是觀之、生産増強を必要とする重要生産資材にして、原價計算上、價格の適正引上げを要する場合、右價格の適正引上げに依り優良生産資材の増産を齎らし得るに於ては、右價格の引

上げに依て物價の悪循環高を來す虞は毫も存せざるものなり。今、其の著例として、現下の重要資材たる石炭を採り、吾人が數種の重要産業に關し具體的に調査せる結論の二三を例示すれば左の如し。

(一)製鐵骸炭用原料炭に於て其の灰分低き場合

例へば夕張粉炭使用を夕張特粉炭使用に置換へ、原料炭の灰分を5%減少せしむれば、出銑率に於て三〇・〇%を増し、現行京濱納込値段を基準とすれば、銑尠當り石炭消費量に於て十數圓の節約を示す。

(二)洋灰用原料炭に於ける七級粉炭を基準とせる比較(現行京濱納込値段を基準とす)

(1)特一級粉炭を使用し得れば石炭費に於て尠當り三圓四十七錢の節約となる。

(2)右に反し十二級炭を使用せば石炭費に於て尠當り三圓三十七錢の増嵩となる。

(三)火力發電用燃料炭に於ける適性炭と低品位炭との効率比較

平常時に於ける火力發電用石炭の國內總平均熱量は六、三〇〇カロリー以上なりしところ、昨年度の實績は五、二六〇カロリーに低下し、發電能力は三割以上の減退を示せり。今設計

上の適性炭を利用し得るものとせば、右出力は直ちに恢復して供給電力を増大し得るのみならず、所要石炭量に於て一割二分の節減となるを以て、實績石炭代尠當り二十一圓五十錢に對し適性炭に對しては二十五圓四錢を支拂ひ得る結果となり、每一〇〇カロリー當り現在公定價格の格差金に比し三割増を負擔し得るものなり。

第三 前記諸對策に就ての實行機關

——統制會をして之に當らしむること——

一 經濟統制と統制會の重大役割に就て

前段に詳敘したるが如き戰時經濟統制の本旨に付、之を最善に達成する爲には、産業經營上の要請を經濟統制の企畫並に實行對策中に包攝せしむると共に、其の運用に於ては極力約子定規を避けて之を實際的に處理せざるべからず。之が爲には機構の整備と共に其の人を得ること

最も肝要なり。而して此の際斯かる要請を最も能く満し得るものとして吾人の確信するところは統制會乃至之に準ぜる民間産業團體を極力活用するに在り。就中以上に於て吾人の建言せる産業能率の増進並に生産原價の低下に關する諸方策の効果を最善に發揮せしむる爲には特に然りとす。

此の意味に於て、重要産業團體令に依る統制會の健全なる發達に付官民協力一致、之を育成するの要今日の如く緊切なるはなしと謂はざるべからず。謂ふ迄もなく、右に就ては、吾人民間業者側に於ても其の認識行藏を改めざるべからざるもの尠からざるところなるが、此の際特に吾人の要望せんと欲するは、政府各官省が一體となりて、統制會の育成發達に努められ度きことは是なり。

二 統制會の育成發展に對する要望

以上の趣旨に則り、今、統制會の育成發達に付吾人の要望する諸點を擧ぐれば次の如し。

(一) 經濟統制の企畫、實施、並に之に關聯する調査研究に就ては事情止むを得ざるもの以外は

原則として總て統制會其他之に準ずる民間産業團體を活用し、民間の創意、體驗を極力發揮せしむること

(二) 重要産業團體令を見るに、統制會と下部機構との關係は明確に規定せられあるも、統制會と政府との關係に就ては稍々漠然たるものあり、即ち同令第十六條に依り統制會の事業の一として、資材、資金、勞務等の需給に關する政府の計畫、其他當該産業に關する政府の計畫に對する參畫を認められ居るに過ぎず、依て其の參畫の範圍、程度、經路並に形式等に付之を明確にし、必要に應じ之を成文化すること

(三) 統制會の折衝すべき主務官廳は原則として之を一箇に限定し、政府部内の連絡は當該主務官廳が一定期間内に之を行ふ責任を持つこととなすこと。特に現在主要工業の多くは軍の管理監督にある事實に鑑み、統制會の統制力に付、軍に於て所要の支援を延べられむことを要望するものなり。

(四) 從來我が國の統制團體は概ね同業者の橫斷的結合にして、物資の生産配給等の各階段を包括する縦の連繫に於て缺くるところあり、之に對して統制會は縦の結合を原則とする點に特

色を有するが故に其の下部機構たる統制組合も亦、之を従來の各種組合と判然區別して組成すること

(五)各産業に統制會の成立したる場合には、此等統制會相互間の連絡統制機構に關し一定の制度を確立すること

(六)現行各種統制法令を速に改廢し、統制會に委讓するを可とする手續は速に統制會をして之に當らしむること。其の過渡期には統制會をして代行せしむる等の便法を講ずるの必要あるべし。

(以上)

四 各分科會意見

一 低物價増産と勞力費低下對策（膳分科會）

目 次

第一 緒 論

第二 勞力費昂騰の原因

- (一) 直接賃金の昂騰を來す原因
- (二) 勞力費の増加を來す原因

第三 根本對策

- (一) 勞務對策上重點を置くべき根本的理念を明確ならしむること
- (二) 勞力配置の適正を期すること
- (三) 科學的勞務竝に技術管理を徹底せしむること
- (四) 賃金統制方策を根本的に再検討し各業種間に於ける賃金不均衡是正を目標とする賃金標準を定むること
- (五) 勞務及賃金對策を綜合有機的に處理し得る様行政機構を改むること

第四 緊急對策

- (一) 産業報國精神の昂揚
- (二) 賃金制度の活用
- (三) 生活物資配給の圓滑化
- (四) 移動防止の強化
- (五) 主要熟練工の召集猶豫
- (六) 日傭労働者の賃金規制
- (七) 資材配給の圓滑化
- (八) 間接経費の軽減
- (九) 一定の職種に對し女子又は老年者を代置すること

第一 緒 論

勞務者の生活の安定を確保すると同時に勞務者の能率を増進し、生産の増大を刺戟し得る賃金制度を實施しつゝ、然も、之が爲に生産原價の昂騰するを防ぎ、進んで其の低下を圖るべき方策は蓋し賃金規制に對する劃一の弊を避け、主要物資を生産する重要礦山、工場に對しては

其の實情に即し、勞務者の生活の安定と能率の増進を期し得べき伸縮性ある賃金制度の特例を許容し、其の運用により、生産量を増加し、生産原價中に於ける勞力費の割合を低下すると同時に、一般に徒らに賃金水準を高め、或は不必要に直接間接に勞力費を高むべき各般の障礙を除去する方策を採用することにより克く其の目的を達成し得べしと信ず。然るに、現在我が産業界に於ては後段に詳述するが如く幾多の情弊の存するありて上記方策の實現を妨げつゝあり元來生産の擴充は資金、資材並に勞力三者の供給、配置が有機的に調整を得たる場合に十分なる効果を擧ぐることを得べく、又物價の騰落は價格形成の中樞的要因たる勞力費の増減如何に依て左右せらるゝことは絮説を要せず。従て、勞力に關する對策如何は綜合的統制經濟の成否の係れる基礎的條件たるにも拘らず、之が根本策は從來比較的等閑に附せられ、資金、資材等の規制に就ては相當高度の計畫的根本對策の發現を見つゝあるにも拘らず、獨り勞務對策に就ては最近迄も其の計畫的根本對策之に伴はざる憾みあり。之が爲産業統制の各面に跛行的狀態を現出し、生産擴充之に依て阻害せらるゝこと蓋し尠少なからざるは吾人の甚だ遺憾とするところなり。

第二 勞力費昂騰の原因

現在賃金の昂騰、勞力費の増大は各業種とも甚だしきものがあるが斯かる事態を招来しつゝある諸原因の中其の顯著なるものを擧ぐれば次の如し。

(一) 直接賃金の昂騰を來す原因

(1) 賃金統制令に基く最高賃金の影響

賃金統制令に依る初任給の制限は從來高率賃金に悩みつゝありし一部の工業に對しては相當抑制の効果を擧げたるが如きも、賃金が比較的低率なりし部門に對しては工場間に於て求人競争激烈なる結果、自然、統制令に依る最高賃金が最低賃金化し茲に過當に賃金率の昂騰を見たるは争ふべからざるところなり。

(2) 賃金統制令の不徹底

賃金統制令の規制不徹底なるが爲、中小の町工場、アウトサイダー炭山等は不當に高率の賃金を以て大工場、大鑛山より勞務者を誘致し、又仲仕其他の日傭自由勞働者の賃金、

統制の範圍外にありて、之亦高賃金が支拂はるゝに因り工場、鑛山の常傭勞務者迄が其の方面に流出し、之が對抗上足止策として賃金値上げの止むなき状態を呈しつゝあり。

(3) 食料品の偏在

都會に於ける工場及僻陬の地にある鑛山等に於ては勞務者は米、野菜其他食料品の不足に悩まされつゝある一方農村に於ては此等の物資に恵まれ、加之最近農産物の價格上騰の結果家計に餘裕を生じ、生活安樂となりたる爲自然勞務者は勞働過激にして生活に不自由なる工場、鑛山生活を厭ひ歸農せんとする風を生じ、之亦賃金の抑制に不良の影響を與へつゝあり。

(二) 勞力費の増加を來す原因

(1) 直接勞力費に關係あるもの

(a) 能率の低下

急激なる工場、鑛山の擴張に對し熟練工の養成及供給之に伴はざるの事實は移動率の増加に由る熟練工の喪失と相俟つて、自然不熟練工が多數を占むる因をなし、且健康及適

性等に付選擇の餘裕無き爲、勞務者の體質、素質、著しく低下し此等の事由相俟つて能率は著しく惡化しつゝあり。加ふるに過勞と收入増加による精神の弛緩より生ずる缺勤率の増加は一層能率の低下を助長しつゝあり。

(b) 資材配給の不圓滑

資材統制の一元的ならざる爲、其の配給に連絡統一無く、必要資材が順序よく入手し得ざるに因り作業の段取りに間隙を生じ貴重なる熟練工の勞働力を空費するの止むなきに至り能率的作業遂行を不可能ならしむる場合多し。

(c) 機械化其他作業合理化の困難

勞力費の低下は結局、作業の合理化即ち技術的管理、特に作業機械化に依る能率増進に俟つべきところ多きも、機械の購入困難なる今日作業の機械化は容易に期待すべからず既に機械化されたる方面に於てすら補修資材の入手困難、機械運轉工、修繕工不足等の事情よりして再び人力化に逆行せんとするの實情なり。斯かる事情より來る勞力費の増嵩も亦看過し得ざる事實なりとす。

(2) 間接費に關係あるもの

(a) 勞務者募集費の増加

職業指導所による勞務者の紹介は無料を標榜すと雖も、實際には之が斡旋を受くる場合廣告費、視察及連絡旅費其他の失費尠少なからざるのみならず、其の斡旋に係る勞務者に對しては相當高額なる旅費、有付料の支給を要する爲勞務者の募集費著しく割高にして、業態によりては募集費一人當百圓を超ゆるを常とすと傳へらる。然も此の高額なる費用を費して募集したる勞務者も移動率高く、居付くもの少き爲結局生産原價に轉嫁さるべき募集費は案外に多額に上りつゝあり。

(b) 勞務關係法令手續煩瑣に依る人件費増加

現今、工場、鑛山に於ては勞務係の職員は本來の勞務管理の任務に加へて諸勞働法規、各種統制法令に基く認可、許可届出等の手續著しく繁忙なるのみならず、監督各官廳との連絡煩瑣にして、之が爲逐年逐月係員の増加を必要としつゝあり。之に基く人件費及附帶物件費の増加著しきものありて之亦勞力費の増嵩を齎らしつゝあり。

（c）應召手當の増加

最近應召者の累加に伴ひて之に對する手當も間接なる勞力費となり其の割合も輕視出來ざる額となり居れり。

（d）諸附帶施設費の増加

最近に於ては勞務者募集の條件として都會地に於てすら、住宅を初め病院、學校、寄宿舎、日用品の供給機關等勞務者の衣食住全部に亙る施設迄も工場の附帶施設として其の設置を餘儀なくせらるゝ場合多く之が經費莫大に上り、間接勞力費を高むる顯著なる一項目を爲しつゝあり。

第三 根本對策

勞力費の昂騰を阻止して低物價政策堅持の方針を貫徹し、併せて賃金をして生産擴充に支障なからしむる標準を維持せしむる爲には、廻つて各般の勞務對策を高度國防國家建設並に戰時統制經濟の見地より綜合有機化すると共に、現下の我が經濟發展段階に照應せる基本的方策を

講ぜざるべからず。

之が爲には少くとも左の諸事項に付深甚の考慮を拂ひ、之が實現を期する必要あり。

（一）勞務對策上重點を置くべき根本的理念を明確ならしむること

我が國從來の勞務對策は、自由經濟主義時代に勞資の對立を前提とし、經濟的弱者たる勞務者の保護を主眼として發達したる歐米の社會政策的勞働政策の影響の下に樹立せられたるものにして、産業一體觀を基礎とせる日本の統制經濟の現代に於ては根本的に之が修正を要するや論無し。況や勞資の需給關係が全く一變し雇傭の制限並に賃金の規定に就ても寧ろ被雇傭者の選擇權強化せる現狀に於てをや。右に關しては、政府は既に最近の勞務動員對策等に於て從來の勞資對立的觀念を一掃する等著々之を實行しつゝありと雖も、斯かる中央の方針は未だ地方下級官廳に迄徹底し居らざる憾みあり。新しき理念を明確ならしめんことを特に要望する所以なり。

（二）勞力配置の適正を期すること

最近重要産業に於ける勞力供給に圓滑を缺き、延て勞力費昂騰を招來し生産擴充に支障を來

したるは、勞力の配置に付、從來何等合理的計畫の存するなく各産業、各企業が相競つて限りある勞力を爭奪せざるを得ざりし既往の機構に其の禍根を有したるものと謂ふべし。幸ひ今次勞務調整令の制定せらるゝあり、必ずや從來の此の缺陷は匡正せらるべきものと信ずるも、之が運用適正を失はんか、産業は全面的に其の活動を麻痺せられ、他方勤勞者をして將來の希望を失はしむるが如き事態を生ずべし。

從て其の運用に就ては特に慎重を期し、少くとも中央及主要都市に官民合同の委員會を設置し、其の施行をして産業の實際及人心の機微に背馳せざる様努むるの要あり。殊に國民職業指導所の權限は本令により著しく擴張せられ、其の責任重大を加へられたるを以て、從來指導所に對する幾多非難の存するところに鑑み嚴重なる監査制度を設け、更にその機構、職員の任用等に付根本的改善を斷行し勞力割當量等に就ては統制會等と緊密なる連絡をとられんことを切望す。

(三)科學的勞務並に技術管理を徹底せしむること

本邦に於ては高度に合理化せられたる紡績業等を除き、爾餘の工業殊に主要重工業に於ては機械化及作業の合理化の未だ行はれざる部門頗る多く、機械に配置せらるゝ技術者及勞務者の員數に就ても之を歐米に比すれば二倍乃至三倍に上る事例少からず。又勞働時間其他勞働條件に關しても必ずしも本邦の勞務者の實際に適應するや否や論議の餘地無しとせず。

從て、冗員の整理を目的とする作業場内に於ける技術者及勞務者配置の再検討、流れ作業に適するが如き機械の配置及作業順序の改善、過勞防止、能率發揮を目的とする適正なる勞働時間、休憩時間、休日制、交替制の研究其他勞務及技術の管理をして一層科學的ならしむる爲の努力は勞働資源の枯渴せる現狀に鑑み、其の必要一層緊切なるものあり。其の改善に依り著しく生産原價の輕減を期し得べきを以て、須らく政府は統一的計畫の下に官民の研究機關を總動員して研究を遂げ且適當なる指導制度を設け、其の成果の實行に格段の考慮を拂ふ必要あり。

(四)賃金統制方策を根本的に再検討し各業種間に於ける賃金不均衡是正を目標とする賃金標準を定むること

女子勞務者に關しては、從來女子の使用せらるゝ主要産業たる紡績業に於ては其の經營高度

に合理化を遂げ賃金其の他の待遇問題に就ても夙に適當條件の研究發達したる爲、最近に至る迄略々賃金安定し、賃金問題の爲女子勞務者の需給に著しき混亂を生ずるが如き事態の發生を見ざりき。

然るに、男子勞務者に就ては近時重工業の急激且異常なる發達により、其の勞力の需要關係に基本的變革を生じ、從て各種勞務者間の賃金バランスにも甚だしき變動を見たり。他方農村に於ける滿洲拓士の進出、農家經濟の改善による收入増加等諸事情の變化は工業勞務者供給源としての農村從來の位置に基本的變化を與ふるに至れり。

前述の事情に鑑みれば、今日の産業狀態は此等の諸事情に順應して、新に各種産業に従事する勞務者の賃金間のバランスをば根本的に再検討すべき段階に到達せるものと言ふべく、現在に於ける賃金事情は新段階に至るべき過渡的現象と見るを至當とすべし。然るに現在賃金統制令による賃金の規制は、此の混亂せる過渡期の賃金を基準とし之を一應適正なる賃金關係なりとして其の現状維持を目標とせる應急的對策に外ならずして、重要産業に對し必要な勞力の需給を調整するに適應せざることは言ふを俟たざるべし。依て此の際現行賃金統制に

根本的檢討を加へ、現段階に適應せる賃金率研究を行ひ、戰時基準の生活費を經とし低物價維持に必要な能率賃金水準を緯として、常備勞務者と自由勞務者、輕易作業と危險有害或は過度の疲勞を伴ふ作業、都會に於ける作業と山間或は僻地に於ける作業、地下作業と地上作業との間に當然生ずべき待遇の相違を斟酌し各種産業の各業種、各職種に對する適正公平なる賃金制度の確立を圖るを緊要とす。今にして右の如き賃金不均衡是正の實を擧ぐるにあらざれば、折角勞務調整令、國民徵用令の施行により、勞務配給の計畫化を行はんとするも不自然なる強制力を用ひざる限り、再び勞力の配置に混亂を來し所期の目的を達する能はざるに至るべく、幸ひ國民徵用令の作用により必要な勞力の配置を維持し得る場合に於ても勞務者の精神的不滿の爲、能率の低下を見るに至るは必然なりと言ふべきなり。

(五)勞務及賃金對策を綜合有機的に處理し得る様行政機構を改むること

既に第一項に述ぶるが如く、現在の賃金對策乃至勞務政策は從來と異り之が戰時經濟の運營高度國防國家建設の基礎的條件たるの見地に重點を置きて處理せざるべからず。從て寧ろ産業政策の方面に一層の重點を置く必要あり。之が爲此の見地より現行勞務行政機構並に其の

運用に付一層検討を加へ適當なる改善を行ふべき要あり。

殊に從來の經驗に鑑みるに中央官廳の方針は動もすれば地方下級官廳に徹底せず依然自由經濟主義時代の理念の下に運用せらるゝ事例少からず。此の點に付特に勞働行政の實施機關に就ては其の機構、職員の登用、執務の心掛け等に適切なる改善を加へられんことを切望す。

第四 緊急對策

勞務問題に對する根本策は前述の如きも、左の諸事項は差當り勞力費低下の緊急對策として之が實現を圖る要あり。

(一) 産業報國精神の昂揚

現下生産力の擴充に不利益なる各般の事情を克服し以て産業能率を高むるには工場、鑛山等に於て従業員をして烈々たる産業報國精神に燃えしめ、職域奉公の觀念により十二分に其の能力を發揮せしむるを第一義とすべし。之が爲には工場、鑛山内に於ける産業報國會の組織を整備強化し官民協力、産業報國運動の機能を活潑ならしむることを必要とす。

(二) 賃金制度の活用

産業報國精神作興の意義の重大なることに就ては前項に述ぶるが如きも、長期に亘り産業能率を維持増進せしむるには、深く一般従業員の人間性に留意して賃金制度或は報償制度を按配し、危険有害又は過勞を伴ふ職務に對しては特に高率の賃金を支給し、優良なる功績を擧げ得たる者に對しては割増金或は獎勵金を支給する等具體的に勤勞、功績に比例して之を報償するの途を拓き精神運動と相俟つて従業員の熱意を鼓舞するを要諦とす。之が爲には是非とも現行賃金統制令の機械的一律規制を排し伸縮性ある活用に俟たざるべからず。

(三) 生活物資配給の圓滑化

勞務者をして安んじて工場、鑛山等の職場に留まり、職域奉公の誠を致さしむるには食料品其の他の日用生活物資を豊富、迅速且低廉に配給し以て其の生活の安定を保障すること絶對的に必要なりとす。之が爲には、速に綜合切符制其の他による生活必需品配給制度の確立を圖り之と同時に工場、鑛山の勞務者に對し優先配給の途を考慮すべし。

尙作業服、地下足袋其の他作業用具の配給に就ても一層其の圓滑を圖るの要あり。

(四) 移動防止の強化

熟練工の移動防止に就ては近く總動員法に基く勞務調整令の實施を見んとするありて略々其の目的を達すべしと雖も、尙、其の強化を圖る爲には進んで國民勞務手帳制の適用範圍を女子勞務者、官業勞務者、日傭勞務者等に迄全面的に擴張し、且此等諸統制法規の運用に就ては情實に流るゝ事無く少くとも法の實施當初に於ては適用を嚴格にし、以て立法の趣旨の貫徹を圖る事肝要なり。

尙最近の事例に徴するに國民徵用令に基く自家徵用は勞務者をして職場に對する安住感を強むるのみならず、其の精神の緊張を齎らす上に於て相當の効果を擧げつゝあるを以て、今後益々其の實行を勸奨すべし。

(五) 主要熟練工の召集猶豫

餘人を以て容易に代置し得べからざるが如き主要なる熟練工に就ては其の登録制を擴充し、軍事召集を免除又は猶豫し以て工場、事業場の産業能率の低下を防止する事緊要なり。

(六) 日傭勞働者の賃金規制

日傭自由勞働者に對する適正なる標準賃金、及最高賃金を定め熟練勞務者との間に賃金のバランスを失はしめざること最も緊急なり。

(七) 資材配給の圓滑化

資材配給の不圓滑が勞力費を著しく高めつゝある事實に鑑み、綜合的、一元的なる資材配給機構を確立し、以て所要時期に所要資材を順序よく配給し得るが如くし、生産原價の輕減を圖るべし。

(八) 間接經費の輕減

勞力費募集は近く實施せらるべき勞務調整令により著しく輕減せらるべきも、他方勞務關係諸法令に基く諸手續の煩瑣は毫も輕減せらるゝことなく、新法令の發布に伴ひ益々其の煩を加へんとする情勢にあり。政府は官界新體制實現の際關係法規の整理諸手續の省略等に付特に留意せられんことを希望す。

尙住宅、病院、學校等の施設に對しては相當の補助を加へ或は其の他の方途により工場、礦山の間接經費の過當なる増加を抑制する方法を講ずべし。

(九)一定の職種に對し女子又は老年者を代置すること

不足勞力の補充の爲には輕易なる作業に對し老年者又は女子を以て之に代置せしむること必要なり。如何なる職種に對し女子、老年者を代置せしむべきかに就ては官民合同の調査機關を設置し至急考究するの要あるべし。

如上、根本並に緊急の諸對策は政府の施設に俟たざれば其の實現を見るを得ざること勿論なりと雖も、其の調査、立案並に施行に就ては民間の各種統制會及之に類似の機能を有する民間團體を利用し出來得べくんば官廳事務の一部をも之に代行せしめ官民協力以て能率増進及生産原價低下の成果を擧げんことを期すべし。

(以上)

二 産業統制と生産費との關係に關する意見

(郷古分科會)

目次

- 第一 生産費増嵩の實情
- 第二 政府に對する要請
- 第三 統制會の機能

第一 生産費増嵩の實情

統制經濟は綜合計畫の上に重點的に組織的運用を營むことにより、物實・勞力・資金の最高能率の發揮を期するを本旨とするものなり。然るに我が國從來の統制經濟は取締りに急にして、指導運用に缺くるところ多く、而も業界の實情に適切ならざる點多き爲、統制の基礎たる物資動員計畫、生産力擴充計畫、並に資金勞務の調整計畫に確實適切を期し得ず、且此等計畫相互

間に全面的綜合的關聯を缺きし爲、各種の手續は煩雜に流れ、統制の運用は圓滑を缺き、其の間生産費増大の原因を形成し低物價の實現を阻害するに至りしことは誠に遺憾なり。

今此等の缺陷が生産費を増嵩せしめつゝある事情の一端を概説すれば左の如し。

(一)生産擴充計畫に於ける綜合的計畫性不十分にして、設備、資材、勞力間の均衡を失ひ、爲に未完成工場續出し、既設工場に對しては運轉資材の配給不十分にして、優秀工場すら十分の操業をなすこと不可能なるに至り、其の結果多くの未働遊休設備の生じたるは國家として莫大の損失なりと言ふべし

(二)資材統制が綜合的一元的ならず、資材の異なる毎に統制機關を異にし、夫々複雑なる手續を要し、加ふるに此等の間に横斷的連絡なき爲必要資材の入手並行せず、完成に近き製品が僅少の一部資材遅延の爲空しく工場に横はること珍しからず、殊に、現下最も緊急を要する船舶の建造に於ても、鋼材數量に於て數隻分を入手するも、工程上必要なる或る種鋼材の一部が到着せざる爲一隻も纏らず、徒らに船臺を塞ぎ居る状態なり。其の他の産業に就て見るも概ね同様の状態に在り

(三)資材の需要面と供給面とに連繫を缺くが爲に、機器の發注承認あるも材料の割當は何日になるや不明にして作業計畫を立てるを得ず。又材料の割當ありても其の一部に過ぎず、殘量割當期日全然不明なる上、割當證明書の現品化も亦容易ならず、入手せるも其の時期甚だしく遅延し、又希望する品質、寸法及數量と相違せる資材の配給せらるゝ等の事例頻々として生じ、其の爲工事は停滯し、材料の手持量を増大するの止むなき状態に在り

(四)統制手續煩雜にして、且つ認許可の申請先たる主務官廳多岐に分れ、多きは四、五省に及び、之に對し夫々書類を提出し、且出頭説明をなす必要あり。尙軍需工場にありては、別に陸海軍の證明又は認可を必要とし、殊に同一軍部内に於ても數個の關係廳に一々同一書類を提出し同一説明を繰返すの状態なり。而も時として其の間法規の解釋に於て相違あり。此等

年 度	生産高(日銀物價指數) により修正	工員數	職員數	
			全體	内、材料課員
昭和十一年	1000	1000	1000	1000
昭和十六年	135	221	281	422

(備考) 昭和十六年九月現在實働職員中約二割乃至三割は統制手續を專掌す。

の結果夥しき係員の増加を必要とし、右に掲ぐる某造船所の實例の如きは其の代表的事例たるべし。

又同造船所に於ける昭和十五年七月より昭和十六年六月に至る一年間に提出せる資材關係書類の合計は左の通りにして、中には物資關係調書にして一件七千七百枚餘の書式を要するものあり。

件名	件数	枚数	所要時間見積
資材入手手續	四、九九九	六七二、九七七	三九八、八四一
調査報告	一〇九	三二、八七八	四二、二三二
合計	五、〇九八	七〇五、八五五	四四一、〇七三

(備考) 一枚とは美濃半截和紙を謂ふ。

(五)各統制機關其のものゝ運営も亦多分に官廳風を帯び、人員を十分に得難き現在に於ては勢ひ事務の滯滞を來し、斯かる原因の爲に全國を通じて商品の賣買回數の減退となり、資本の回轉率を低下するは必然にして、之が原價に及ぼす影響も蓋し想像以上に非ずやと思惟す。剩へ各統制機關の手續料も高價に過ぐる嫌あり

(六)現在の法規に於て認許可事項と定められ居るものにして届出を以て足るもの尠からず、又政府の徵集する類似の報告書にして僅かばかり様式を異にし調査時期を異にする等の爲、重複したる手續を要すること多きは周知の事實なり。斯くの如きは現在の如く人的資源の節約を極力要請せらるゝ時に於ては特に速に改めらるべき事項にして、殊に詳細精密なる調書を徵しながら、其の利用十分ならず、政府部内に於て之を彼我流用し活用するに於ては、爾後の調査報告の尠からざる部分を省略し得べきものありと認む。

以上の如き缺陷は今にして之を除去せざれば、其の弊害の及ぶ所決して生産費の増嵩のみに止まらざるべし。然れども、現下内外の情勢を顧みるに、統制の必要は益々増大する一方にして、斯かる時に當つて此等の缺陷を改善せん爲には、官民共に一大決心を新にし、眞に投合合體し、一身一職域の利害を超越して邁進するに非ざれば、到底其の實を擧げ得ざること明かなり。

第二 政府に對する要請

絛上の趣旨より民間に於ても今日尙自由主義經濟の復歸を夢見るが如き謬見を克服する等、改むべきを速に改むることの急務なるは勿論なるも、今政府に要請すべき點を概説すれば左の如し。

- (一) 各業界の實際的知識經驗を總動員して、資材、勞力、資金の需給に付敏速確實なる検討を行ひ、物資動員計畫及生産擴充計畫の正確を期すること
- (二) 資材、勞力、資金の配置に付重點主義を強化徹底せしめ、生産を優秀工場に集中すると共に、之に因つて生ずる遊休設備及工場に對しては當該産業團體の協力の下に速に有效適切な措置を講ずべきこと
- (三) 各物資の生産を需要と合致せしむる爲、各品種の品質數量及所要時期に付計畫的に發注し得る大口需要者團體の需要は、之を當該資材の生産者團體の生産計畫と直接に連絡せしめ、個々の企業に對する此等資材の割當及配給は、當該企業の屬する産業團體に於て、綜合一元的に行ふべきものにして、從來の如く資材毎に個々別々の機關を通じて、個々の需要者に配給する制度は之を改むること

(四) 産業團體が其の製品を需要者に配給するには物資動員計畫に基き計畫的に發注し得る大口需要と之を爲し得ざる小口需要とに大別し、之を左の如く取扱ふこと

(1) 大口需要

品種、數量、時期等に付計畫的に發注を受け、之に對し「資材發注承認書」を發行す。而して此の發注承認書は希望の品種、數量、時期に付資材を引渡すことを生産者が承諾したる注文請書たる性質を有せしむ。此の種大口需要量の協定は物資動員計畫に基き需要者側としての業者團體と生産者側としての業者團體との直接協議による。

而して個々の需要者に對する資材の配給に就ては、當該需要者の屬する業者團體の發行する「資材割當證明書」を生産者側としての團體(又は其の配給機關)に提示せしめ、生産者側としての團體は需要者側としての團體別消費割當原簿と照合の上、之に荷渡の保證を意味する證印を押し、發行團體を通じて個々の需要者に交付し、需要者は之に依りて現品を確實に入手し得べし。而して外注品用資材に就ても、其の全量を發注工場を通じて外注先に配給すべきものとす。

之等大口需要に對しては各業者團體の支配下に販賣機關を設けて配給業務に當らしむ。

(2) 小口需要

現に配給統制を実施せる物資に付、上記の如き計畫的發注をなし得ざる小口需要に對しては、從來の間屋業其の他の配給業者に之が割當となるべき一定の在庫量を保有せしむるを建前とし、一定計畫に基き店賣りに依りて之を充足せしむ。而して此の在庫量の品種、數量其の他は經驗及調査に基き、組織的に生産計畫に織り込まるべきものとす。

(五) 政府は實務上の調査機關を充實し、各省各廳の手に集めたる資料及數字を整理綜合して之を活用するに努むると同時に、民間に對する調査の重複を避くることに關聯して注意すべきは、凡そ資料數字の活用は、當該産業の實情に通じたる者の手に依て之を行はざれば、十分に能率的に簡易迅速に整理綜合し難きものなりとす。故に政府は、官民當事者より成る委員會を設け、現行調査報告類の活用、無用又は重複せるもの、改廢、様式の合理化等に當らしむべきなり。

第三 統制會の機能

以上の改善策を實行するに就ては、結局に於て重要産業團體令に依る統制會の健全なる發展に俟つ必要があるが故に、政府各官省は一致して其の我國統制經濟機構に於ける重要なる地位を認識し、相共に其の育成に努むるの要あり。

抑々統制會は我が國産業組織上の劃期的一大躍進にして、官は民を信頼し之に能ふ限りの權限を委譲し、民は又之に應じて挺身的に起ち上りたるものなり。之實に官は從來の干渉主義を捨て、民は小我を脱し、眞に綜合經濟力の發揚に邁進するの體制に外ならずと信ず。

現在産業界が齊しく統制會の健全なる發展に望を囑する所以のものは、現下我が國の情勢に於ては、之を以て統制經濟運用上最善の方策と信するが爲に外ならず。

今や我國の經濟力並に其の運營能力は、世界注視の的となり居る點を顧みれば、統制會を中心とする我國産業統制機構の成否に依り我が國の經濟力が鼎の輕重を問はるゝに至ること明かなり。仍て統制會の育成に付必要と認めらるゝ方策を擧ぐれば次の如し。

- (一) 今日各般の統制上の行詰りを打開する爲、事情止むを得ざるもの以外は、原則として總て統制團體制度を活用し民間の創意に依り運営せしむること
- (二) 産業團體令を見るに、統制會と下部機構との關係は明確に規定せられあるも、統制會と政府との關係に就ては極めて漠然たるものあり、即ち同令第六條に依り統制會の事業の一として資材、資金、勞務等の需給に關する政府の計畫、其の他當該産業に關する參畫の程度及手續、形式に就ても之を成文化すること
- (三) 物價並に賃金等の統制に參畫すること
- (四) 各官省共に統制會の意義と任務とに十分の理解を持ち、之を支援すると共に、統制會の折衝すべき主務官廳は之を一箇に限定し、政府部内の連絡は當該主務官廳の責任に於て一定期間内に之を爲すこと
- 特に現在主要工業の多くは軍の管理監督下にある點に鑑み、軍も亦統制會の行ふ統制に付協力せんことを切望す。

(五) 從來の我が國の統制團體は概ね同業者の橫斷的結合にして、物資の生産配給等の各階段を包括する縦の連繫に於て缺くるところあり、之に對して統制會は縦の結合を原則とする點に特色を有するが故に、其の下部機構たる統制組合も亦、之を從來の各種の組合と判然區別して組成すること

(六) 各産業に統制會成立したる場合には、此等の統制會相互間の連絡統制に關し一定の方式を制定すること

(七) 現行各種統制法令を速に改廢し、統制會に委讓するを可とする手續は統制會をして之に當らしむること。而して過渡的には統制會をして代行せしむる等の便法を講ずる必要あり。

(以上)

三 價格政策に於ける品質問題に關する意見

(島田分科會)

目 次

- 第一、品質の低下が生産原價を昂騰せしめつゝある實情
- 第二、生産資材の品質向上方策に對する吾人の見解
 - 一、總 說
 - 二、資材の配給を需要者側としての生産者團體に割當つる等の方法に依り品質の粗惡化を防止すること
 - 三、優良品生産確保を主眼目として現行の價格制其の他を改革すること

第一 品質の低下が生産原價を昂騰せしめつゝある實情

戰時物價の統制に當りては、價格の公定と共に併せて品質低下を防遏する措置を講ずる必要

あることに就ては、夙に『物價統制大綱』に於て明示せられ、政府又此の點に付少からぬ努力を拂ひつゝあるところなるが、未だ實際に於ては、形式上に於ける低物價堅持の反面に於て品質の低下甚だしきものあり、爲に實質的價格は少からぬ騰貴を示せる事例少からず。此の中、生活用消費品の品質低下に就ては必ずしも之を一律的に非難すべきに非ずして、時に戰時國民生活の緊縮對策として、意識的に進んで品質低下對策を採用する場合もあるべしと雖も、生産資材の場合に於ける品質の低下は、其の結果事業の産業能率全體を尠からず惡化せしめ、幾何級數的に生産原價を昂騰せしむる弊害甚大なるものあり。尤も、其の品質の低下が、輸入の杜絶其の他時局の特殊事情に基くものに就ては、此の際止むを得ざるところなるも、現下生産資材の品質低下の尠からぬ部分は、統制對策宜しきを得ば之を改善し得る原因に基くものなり。此等に就ては、速に之を是正するの根本對策を確立實施すること緊要なり。

而して今、生産資材に於ける敍上の如き品質低下の根本原因を検討するに、其の主要點として吾人の見るところ左の如し。

(一)價格政策乃至補助金政策適切ならざる爲、優良品の生産を不利とし、粗惡品の生産を有利

ならしむることに基因せるもの

(1) 公價乃至プール平準制買上價格等の決定に當り、其の格差が不合理にして、其の結果優良品の生産を不利とし、粗悪品の生産を有利とせることに基くもの

(2) 公價の決定に當り、品質の優劣に付適當なる格差を設けざることに基くもの

(二) 需要供給の均衡關係一變し、爲に、需要者側が從來具備し來りし品質選擇の實力なきに至りしにも拘らず、物資の配給、價格の決定等は依然、需要者に品質選擇の實力ありし當時のそれを基本とせしことに基因せるもの

(1) 物資の供給豊富なる場合に於ては、價格の決定に當り、最高價格を決定せば、最上級品が最高價格となる故に、下級品は以下漸次格下げ値段の生ずるが從來の事實なり。從て現在の公定價格中には斯かる事實を基礎とし、其の假定の上に、價格の決定せられしもの少からざるところ、實際に於ては、物資供給不足著しき爲前叙の如き價格の序列作用は消滅して、劣等品も最高價格を以て賣却し得ることとなり、品質の低下を來すに至れること。

(2) 右は、生産品の性質上、其の品質規格の決定、乃至其の勵行困難なる場合に於て、殊に

其の弊害甚大なるものあること

以上の中、近時生産資材の品質低下を齎らせる最も普遍的原因は(二)の需要者側の品質選擇實力の喪失に在り、而して、其の結果品質低下著しきものとしては各種鋼材、鑄造品、合金類特殊機械器具、各種の部分品、ミルポール、ワイヤロープ、纖維製品、ゴム靴、地下足袋等を擧げ得べく、爲に作業能率を阻害し、生産原價を昂騰せしむるの弊害尠少なからざるものあり。

轉じて(一)の價格政策の適切ならざる結果、粗悪品の激増甚だしく、爲に國家經濟に最も甚大なる損害を與へつゝある事實に就てなるが、惟ふに斯かるものとしての典型を成すものは石炭なり。依て此の種の品質低下の事實を示す一事例として、今之を専ら石炭に就て見るに、先づ石炭に於ては、其の價格政策は、左記の如く、プール平準の生産者價格に於ても、販賣價格に於ても、補助金政策に於ても、何れも劣質炭の生産に有利に、優良炭の生産に不利に決定せられざる實情なり。

(一) プール平準制に於ける生産者よりの買入標準價格に於ける品質上の考慮は、カロリー及灰分を基準とするも、カロリー當の格差付が適切ならざる爲、品位改善の餘地を阻塞するの結

果を來しつゝあり。又政府は石炭消費經濟に於ける品位向上に伴ふカロリー當使用効率の果進的に増大する事實を認め、最近之に對し適正なる格差の制定に着手せるも、尙、一層格付を合理的ならしむる措置を講ずるの要ある實情にあり。

(二)政府現行の出炭獎勵金、買取價格補償金は、何れも、單に生産地數を基準にし、炭質の優劣如何を問はざるものなる故に、他の事情と相俟つて、粗悪炭の増産を特に助長する結果となれるのみならず、一般的に、洗炭に依る品位の向上を採算上阻止するの結果を來しつゝあり。

(三)轉じて、之を石炭販賣價格に就て見るも、積出港炭價に於ては、大體に於て、前掲(一)の弊害を伴へる上、消費地販賣價格に於ては、運賃諸掛費は、炭質の如何に拘らず同一なるが故に、需要者としてのカロリー當炭價は、其の使用効率とは全く逆に、上級炭に於て廉價に下級炭に於て高價なりと云ふ不合理なる價格を現出せり。

右の如き事情の爲、現下の石炭増産對策の下に於ては、優良炭の生産増加は阻止せられ、粗悪炭の生産増加は特に獎勵せられる傾向尠少なからざるものあり。然るに、石炭品質の低下は、

實に左の如き側面より事業能力並に能率を低下せしめ、生産原價を昂騰せしめ、其の弊害測るべからざるものあり。就中、近時に於ける我が國石炭需要の激増は、専ら、重工業の飛躍的發展に在り、而して、重工業は主として優良炭を必需する事情に鑑み、前敍の如き粗悪炭氾濫の弊害は殊に甚大なるものあることを銘記せざるべからず。

(一)炭質の低下は、事業能力並に能率を著しく低下せしめ、一定の原料資材に對する製品數量の比率を低下し、且品質の低下を招來す

(二)灰分量をも併せて無用に加熱せざるべからざるが故に、カロリーの低下に相當する數量以上に多量の石炭を無用に消費せざるべからず

(三)灰分量の増大部分だけ運送費用を増大せしむ
尙右は又運輸政策から謂ふも、重大なる國家的損失にして殊に現下の如く運輸力不足せる場合に於て然りとす

(四)其他各種の側面より操業の能率的運營を阻害す

以上は價格の決定が、品質の優劣に照應して、合理的に格付けせられありと假定せる場合に

於けるものなるが、石炭の販賣公價の如く、其の價格の決定が品質粗惡品に割高なること前敍の如き實情に於ては、其の品質低下が原價を昂騰せしむる影響力は一層甚大なるものあること衆説を要せざるところなり。

以上は、品質低下の惡影響に付、其の著例として石炭に於て之を見たるものなるが、資材の粗惡化が生産原價を昂騰せしむる右の経緯は、其の他の生産資材の場合に於ても大體に差異なきところなり。

今や以上の事實を反轉して之を生産原價の觀點より見んに、今若し其の生産資材の品質を向上せしめ得る場合に於ては、其の爲必要とする價格の引上げを假令相當行ふとも、實質的には却つて生産原價の低下となるの理なり。即ち品質の向上を伴ふ價格の引上げは毫も物價の惡循環的昂騰作用を有せざるものと謂ふべし。否、斯かる價格の引上げに依て新に優良品の生産増加を期し得る場合に於ては、其の結果原料資材の入手を増大し、事業の操業を圓滑乃至増大せしめ、此の側面より、更に其の産業能率を増大し且原價を低下せしむる作用尠からざるものある次第なり。

以上の如き實情に鑑み、政府は此の際、生産品質の優劣と價格決定及配給方法等との關係に付廣く根本的再検討を加へ、極力優良品の生産増加の確保を圖るの措置を至急講ずるの要あり。茲に此の點に關する吾人の見解を次項に於て概敍せんとする所以なり。

第二 生産資材の品質向上方策に對する吾人の見解

一、總 說

現下に於ける生産資材の品質向上方策は、其の品質低下の原因に鑑み、吾人は之を左の三點に集中するを以て、最も機宜を得たる對策なりと確信するものなり。

(一)價格の公定に當りては、品質と價格との連繫を一層整備し、極力、品質の優劣に依る價格の格差を精密にすること

(二)資材の配給方法の改善其の他の方法に依り、需要者側に於て、其の生産品質に付必要なる選擇力を行使し得る制度を出來得る限り確立すること

(三)優良品價格の決定が不合理に低位なる爲、乃至政府の補助政策が優良品生産に不利なる爲

生産品の粗悪化する産業に於ては優良品價格並に補助政策に付合理的改訂を加ふること

以上の中、(一)の對策は生産品質改善の謂はゞ一般對策にして、既に政府の努力に依り相當の効果を挙げつゝあるところのものなるが、此の際尙一層の整備を要望せんとするものなり。

而して、茲に吾人が特に其の施策の必要に付、之を具體的に進言するの要ありと認むる點は前記(一)及(三)にして、就中、其の影響力の甚大にして對策の急務なるは、(三)の價格並に政府補助政策の改善なり。

以下は即ち、右に對する吾人の具體的見解なり。

二、資材の配給を需要者側としての生産者團體に割當つる等の方法に依り

品質の粗悪化を防止すること

現下に於ける生産資材の品質低下は、物資不足著しき結果、從來の如く、需要者側に於て品質の選擇力を喪失せることに基因するところ大なることは既に指摘せるところなり。從て斯かる事情に基く生産資材に對する品質低下の防遏對策としては、其の需要者側に品質選定の實力を賦與する措置を講ずるを以て最も有效適切なる對策とす。而して、右は、生産規格の統制乃

至其の勵行困難なる物資に於て特に必要なるは勿論、假令生産規格ある場合と雖も精密なる品質を規定することは至難なるが故に之を必要とするものなり。右に對し吾人の抱懷する具體策左の如し。

(一)生産資材に對する原料の割當に就ては、從來の如く實績主義其の他の形に於て、之を生産者の既得權として固定せしめず、其の製産品質及納期等に於て、需要者側の要求を最もよく満たし得る生産者に、より多くの原料配給をなし得るが如き、伸縮性ある配給制度となすこと

右の趣旨に基く配給制度としては例へば左記の諸方策を考へ得べし。

(1)大口に纏まれる生産資材を需要する重要産業に對しては、當該生産資材の原料配給に付、之を需要者側としての當該業者團體に割當つるものとする事、而して該需要者側としての業者團體は其の割當てられたる原料切符其の他を以て、一定の品種、品質、納期等を條件として生産者側としての業者團體と契約することとなすこと

(2)小口需要に對する品質低下防遏對策としては、原料の配給割當を實績主義に固定せしめ

す、當該業者團體乃至政府に於て、當該製品の品質如何に依り、其の割當量を伸縮せしむるものとなすこと

(二)特に優秀なる製品を確實に供給する生産者に對しては、特殊價格其の他の獎勵方法に依り優秀品の生産を助成するの措置を講ずること

三、優良品生産確保を主眼目として現行の價格制其の他を改革すること

惟ふに、現階段の我が戰時經濟に於ては、生産設備、資材、勞力、運輸力等の關係上、此の際特に産業の能率的作業を最も緊要とする事情に在る次第にして、此の見地よりして、現下の低物價増産對策の完遂上、此の際最も主力を注ぐべきは優良生産資材の増産なりと謂はざるべからず。然るに、生産資材中の生産資材として、現下最も重要な位置を占むる石炭に於ては價格對策並に政府の増産補助獎勵政策適切を得ざるが爲、優良炭の生産は逆に阻害せられ、粗悪炭の生産は却つて助長せられるの結果を來し多大の國家的損害を來しつゝあること前敘せるところなり。

依て政府は、優良炭の増産を極力助成促進する最も有效適切なる措置として、此の際、石炭

價格に付左の如き改革を斷行するを緊要なりとす。

(一)生産者炭價決定に關する現行の方式は、優良炭の増産を阻害し、粗悪炭の増産を保護獎勵するの結果となりつゝある事實に鑑み、此の際、プール平準生産者價格の決定方式に付、之を現下の増産目的に照應して改善し、以て、特に優良炭の増産を確保、助成し得るが如き價格のものとなすこと

(二)其の事業の性質上、特殊の炭質を要求する重要用途炭、例へば製鐵コークス用炭、瓦斯用炭、發成爐用炭等に就ては、右特殊性質を基準とする特殊價格の設定に當り、綜合査定品位に準據せる適正價格を附し以て一層品位の向上を助成すること

(三)石炭増産に對する政府の補助獎勵政策に就ても、以上の原則に準じ現行制度を改善すること

以上は皆に石炭の場合のみに限る事實に非ずして、大體に於て、一般の場合を代表的に示すものなり。

顧みるに、我が現狀に於ては優良炭の生産増加に依り、其の産業能率を向上せしめ得る餘地

尠少ならざるものあり。従て、優良炭の生産増加確保上必要とする場合に於ては、優良炭價を現行公價以上相當高價に引上げらるゝも、其の結果、之を原料乃至燃料とする事業の生産原價は毫も騰貴せざるのみならず、却つて、生産原價を低下せしめ、價格の低下をも可能ならしむる實情にあるものなり。吾人は其の具體的事例として、指標的に之を數種の重要産業に付調査せるところ、其の得たる結論の一斑を茲に示せば左表の如し。

石炭品位の優劣に依る得失表

業種	摘要	得失
製鐵	(1) 散炭用 石炭 A ドラムテスト三高き場合 出銑率増加 石炭消費量節約	二〇%弱 一〇%強
	(2) 散炭用 石炭 B 灰分〇・六%を減少せしむることにより 出銑率増加 石炭消費量節約	三・六% 四・〇%
	(3) 製鐵原料炭 七級炭の代りに三級炭の供給を受けたる場合 出銑率増加 銑適當り石炭費節約	約三〇% 十數圓 三・三九

洋灰	七級粉炭の代りに	特一級粉炭を使用せる場合の石炭費節約適當り
A	四級粉炭を使用せる場合の石炭費節約適當り	三・四七
B	十級粉炭を使用せる場合の石炭費損失適當り	一・八〇
	十二級粉炭を使用せる場合の石炭費損失適當り	二・三八
	使用効率灰分一三%のものと同二四%のものとの比較—下級炭使用量増加	三・三七
		二〇%

瓦 斯 夕張粉炭の代りに夕張特粉炭を使用したる場合の收益増加(適當り) 二・九六

船舶燃料 (〇〇丸D/W六、二九六噸) 三級炭使用の場合、七級(總利益金) 九七三・三一
室蘭/川崎間航海の例) 炭使用の場合に比し利益(石炭減當り利益) 一六・七八

ボイラ 灰分六%を増加すれば消費量一〇%増加となる(米國礦山局調査) 六〇〇(千噸)

火力發電 (1) 一ヶ年の總使用量五〇〇萬噸と假定し石炭品位改善(九〇〇カロリー向上)により節約し得る數量及金額 一二、九〇〇(千圓)

(2) 品位改善に對し負擔し得る金額每噸 三圓五四錢

(3) 每一〇〇〇カロリー當り現在公定價格の格差金との比較 三割増

以下、右表に付其の概略を説明せば左の如し。

(一) 製鐵業

(1) 骸炭に於けるドラムテスト(硬度)高き場合

灰分何れも一九以下に於てドラムテスト八五以上と八八以上との使用比較は出銑率に於て一六・六%増、銑薙當り石炭消費量に於て一〇・〇%の節約を示す。

(2) 骸炭に於ける灰分低き場合

ドラムテスト何れも八八以上に於て灰分一九以下と一八以下との使用比較は出銑率に於て三・六%増、銑薙當り石炭消費量に於て三・九%の節約を示す。

(3) 骸炭用原料炭に於ける灰分低き場合

(a) 原料炭灰分五%減少、例へば夕張粉炭使用を夕張特粉炭使用に置換ふれば、出銑率に於て三〇・〇%増、現行京濱納込値段を條件とすれば、銑薙當り石炭消費量に於て十數圓の節約を示す。

(b) 骸炭灰分一%の減少は銑薙當り原料炭消費量に於て〇・〇六薙減、現行京濱納込値段にて換算すれば、石炭費に於て一薙一圓五十二錢の節約となる。

(二) 洋灰業

(1) 原料炭使用効率

原料炭灰分一三%の炭と同二四%の炭との使用効率の比較は下級炭の使用量に於て二〇%の増加を示す。

(2) 洋灰用原料炭に於ける七級粉炭を基準とせる比較(現行京濱納込値段を基準とす)

(a) 特一級粉炭の使用は石炭費に於て薙當り三圓四十七錢の節約となる。

(b) 四級粉炭の使用は石炭費に於て薙當り一圓八十錢の節約となる。

(c) 右に反し下級炭たる十級炭の使用は石炭費に於て薙當り二圓三十八錢の増嵩となる。

(d) 同じく十二級炭の使用は石炭費に於て薙當り三圓三十七錢の増嵩となる。

(三) 瓦斯工業

瓦斯用原料炭

夕張特粉炭と夕張粉炭との使用比較に於ては夕張特粉炭に於て二圓九十六錢の利益を示す。

(四) 海運業

船舶燃料炭(〇〇丸D/W六、二九六、室蘭/川崎航海)

三級炭と七級炭との使用比較に於ては三級炭に於て薙當り十六圓七十八錢の利益を示す。

(五)一般ボイラー用

ボイラー用燃料炭に於ける灰分高き場合灰分六%の増加は消費量一〇%の増加となる。

(六)火力發電業

火力發電用燃料炭に於ける適性炭と低品位炭との効率比較

今設計上の適性炭を利用するものとせば、所要石炭量に於て一割二分を減少し得るを以て、

實績石炭代地當り二十一圓五十錢に對し、適性炭に對しては二十五圓四錢を支拂ひ得る結果

となり、每一〇〇カロリー當り現在公定價額の格差金に比し三割増を負担し得るものなり。

即ち、優良炭に依る各種産業能率の増進に基くコストの低下並に現行優良炭價が品實に鑑み

不均衡に低位なること等の爲、此の際優良炭の供給増加を確保し得る場合に於ては、其の使用

優良炭價格を相當引上げらるゝも、却つて、其の方を原價計算上有利とするものなることを石

炭の大口需要者たる重要産業に於て、何れも之を實證せるものなり。

(以上)

四 低物價増産對策と金融及租稅政策改善に

就ての意見 (淺野分科會)

目 次

第一、金融及租稅政策と産業經營増進との實情

(一)産業の資本費負擔を極力輕減することを主眼として一般金利の低下を誘導促進すべ

きこと

(二)事業資金の調達に直接間接不圓滑なる爲、延て廣き意味の産業經營を増進せしむる

傾向尠からず、勿論之が改善は産業經營自體の改善にも俟つところあるは明かなるも

他面に於て金融政策に所要の改善を加ふるの要あること

(三)従來の租稅政策に付、産業就中現下喫緊の國防産業の立場よりして、之に再検討を

加へ、以て低物價増産對策に資すべきこと

第二、金融及租稅政策に付政府に要望すべき事項

(一)産業資本の利子並に配當負擔を極力輕減せしむるに必要な根本措置を講ずること

- (二) 事業資金の調達を極力低利圓滑ならしむる爲、必要なる措置を講ずること
- (三) 其の他産業経費低下対策として財政金融政策の改善を要望すべき事項

第一 金融及租税政策と産業経費増嵩との實情

戦時經濟に隨伴する現下生産條件の低下に拮抗して、能く、生産の増強と低物價政策堅持との二大國家目的を達成し得んが爲には、比の際凡ゆる手段を動員して、産業能率を昂揚し、産業負擔を合理化し以て其の生産原價の低下を期するの要あること謂ふ迄もなきところなり。而して此の觀點より、吾人は現下の金融及租税政策に就ても其の改善対策の必要ありと思考するものなり。

今、現下の金融及租税政策が一般産業経費低下対策の對象となるべき部面を見るに、其の主要點左の如し。

- (一) 産業の資本費負擔を極力軽減することを主眼目として一般金利の低下を誘導促進すべきこと

近時各般金利の決定に當り、貯藏対策面よりの要求の爲、産業対策面の要求が輕視せられるの傾向少からず。依て各般金利の決定に當り、其の産業部面に及ぼす關係の重大意義を能く反映せしむるの要ありと思料す。而して、金利の低下に依て産業の資本費負擔を軽減せしめ延て、低物價増産対策に貢献するところは左の如く多大なるものあり。

(1) 金利の低下に由つて、事業の配當率は自然之に應じて低下すべし。

(2) 借入金に對する利子負擔はそれだけ軽減せられる。而して、右の負擔軽減が低物價増産対策に及ぼす影響は、事業の性質上特に巨額の固定資本を要する現下喫緊の重工業に於て特に甚大なるものあることを銘記すべきなり。

(二) 事業資金の調達が、直接間接不圓滑なるが爲、延て、廣き意味の産業経費を増嵩せしむる傾向尠からず。勿論之が改善は産業經營自體の改善にも俟つ處あるは明かなるも、他面に於て金融政策に就ても所要の改善を加ふるの要あること

就中、此の際右の觀點より問題となるは株式ルート及社債ルートに依る事業資金調達の不圓滑にして、其の結果、低物價増産対策に及ぼす支障尠からざる點に就てなりとす。

(三)従來の租稅政策に付、産業就中現下緊喫の國防産業の立場よりして、之に再検討を加へて低物價増産對策に資すべきこと

國家所要の歳入に付此の際産業が進んで之を負擔すべきことは勿論なるところ、或は其の課稅が不合理なるが爲、或は負擔の公平を失する爲、産業就中現下喫緊の國防産業に對し不合理なる負擔を加重せしめるが如きことは、嚴に之を戒めざるべからず。殊に稅率の大となれる此の際其の及ぼす弊害は漸く甚大なるものあり。然るに實際に於ては租稅政策に於ける斯かる不合理が産業經費を本當に壓迫せるもの尠からず。

惟ふに、我が金融及租稅政策は、前述の如く現下の戰時統制經濟段階の要求を十分満たし得ざる感あり、加之、近時我が國は、産業構成其のものに於ても本質的轉換に直面し、之に照應せる金融政策及び機構の改革を必要とするの時期に在りと謂ふべきなり。所謂商業金融時代より工業金融時代への推移即ち之なり。

政府は既に此等事情の根本的變化に對處する爲、「財政金融基本方策要綱」に於て、其の所要とする改革の方向を明示し其の實行を着々進めつゝあるところ、尙、茲に、低物價増産對策

の見地より、吾人の特に要望せんとするところを概述すれば下記の如し。

第二 金融及租稅政策に付政府に要望すべき主要事項

(一)産業資本の利子並に配當負擔を極力軽減せしむるに必要な根本措置を講ずること

(1)重工業時代に照應せしむる爲、金利を低下し、特に産業資金の供給を圓滑にし金利の低下を圖る措置を講ずること

巨額の固定資本を必要とする重工業を眞に發達せしむる爲には、一國の金利は特に低位なることを必要とす。少くとも、歐米の重工業と競走し得る爲には、我が國の金利を漸次低水準に導くの要あり。依て、政府は、其の金融政策に於て此の際、左の如き對策を講ずべきものと思料す。

(a)基準金利を今後更に低下せしむる目途の下に、各般の金利對策を決定すること

(b)民間資金の直接産業投資を助成するが如き目途の下に金融機構の改善を考慮すること
産業資金の供給に付、日本銀行の再割引の途を今日より一層廣く開き、且其の金利を極

力低下するを要す。

(c) 社債募集費に就ても、登録税、手数料の軽減を圖る等の措置を講ずること

(2) 税制の適切ならざる爲、産業資本の負擔を不合理に増大せしめつゝある現行税制を改革すること

(a) 現行綜合所得税に於ける株式配當の偏壓は其の結果、株式の全國的標準配當率をそれだけ不合理に高め、産業の資本負擔を増大せしめつゝある事實に鑑み、至急之を是正すべきこと

(b) 現行の法人資本税を廢して法人所得税に統合すべきこと

國防國家建設を至上命令とする此の際、巨額の固定資本を廢かす必要ある重工業にとり法人資本税は著しく不公平となるが故なり。

高度國防國家の建設上金融と産業とは密接不離の關係にあり、金融政策は産業の立場を考慮して常に之に協力すべき理なるが、從來の自由經濟の下に於ては、金融それ自身の立場より決定せられる傾向あり。現に金融行政機構は必ずしも産業行政機構と緊密なる關係に置か

れざる憾決して尠少なからず。爲に幾多の支障を生じつゝある現状なり。依て、政府は、金融政策の企畫運用に當り産業の立場が十分之に反映せしめ得られるが如き措置を至急講ずるの要あり。右は又租税政策の企畫及運用に當りても等しく其の必要を認めるところなり。

(二) 事業資金の調達を極力低利圓滑ならしむる爲、必要なる措置を講ずること

(1) 株式ルートによる資金調達を低利圓滑ならしむる措置に就て

惟ふに、最近に於ける統制經濟の發展は、根本に於て産業就中株式の位置を自由經濟時代に比して著しく安定せしめ、金融上株式の性質は著變するに至れり。加之、現下の統制經濟に於ては、最早、株式市場の投機思惑の弊害は殆ど其の餘地なく、寧ろ現状に於ては、株價の過當低落對策を必要とする事情に在ること、現に政府の認むるところなり。斯くの如く株式其のものゝ根本事情の一變せるに鑑み、政府は、此の際、左の如き諸點を改革して以て、株式ルートによる資金の調達を低利圓滑ならしむる措置を講ずべきなり。

(a) 金融業の株式擔保貸出條件を緩和し、特に大口の場合に於ては協同貸付の方法を一層活用すること

蓋し政府が既に日本協同證券株式會社並に株式價格統制等の方法に依て株價の安定を期し居る事實に鑑みれば右は當然の措置なりと謂ふべし。

(b) 日本協同證券株式會社を改組して、左の如き株式業務を営ましむること

(イ) 日本協同證券株式會社をして、買戻(期限付)條件付にて、株式を買入れること、及新株の引受をも爲すを得しむること

(ロ) 必要に應じ、株式擔保の貸出業務を爲し得ることとする

(c) 金融機關の株式所有に對する制限的規定を是正すること

殊に生命保險會社の全運用資産に對する株式所有比率從來概ね四〇%程度を認められ來りしところ昨年の保險業法改正に基き法律に依りてそれが三〇%以内に制限せられたるを以て之を元に戻す要あり。

(d) 廣く國民が其の比較的零細なる資金を以て、危險分散の形に於て安全に且容易に株式を所有し得るが爲、ユニット・トラストの制度を助成發達せしむること

(2) 社債ルートによる資金調達を低利圓滑ならしむる措置に就て

(a) 資金計畫に於て社債消化を公債消化と同列に取扱ふこと

現段階の戰時經濟に於ては、政府財政と國防産業財政とは同列一如にして、其の間に輕重の差なきこと「財政金融基本方策要綱」の示すところなり。

(b) 右と同じ趣旨に於て會社社債の應募に付預金部資金其他官廳資金を一層廣く運用すること

(c) 現行税制に於ては、社債利子は課税せられ、貸出利子は結果に於て、無課税となる傾向多大なる爲社債消化の阻まれる傾きあるに鑑み之に付適當なる改革をなすこと

(三) 其他産業經費低下對策として財政金融政策の改善を要望すべき事項

(1) 統制會社又は國策會社に對する事業會社の出資が産業經費を増嵩せしむる弊害と其の是正對策

統制會社又は國策會社に對する事業會社の義務的出資は近時尠からぬ勢を以て増大するの傾向にあるところ、其等會社の配當率は多く六分にして、事業會社に於ける其の税金差引純手取配當率は四分五厘乃至三分一厘なり。

然るに、事業會社の規準配當率は八分にして、社債資金の場合と雖も其の發行利廻負擔は四分四厘八毛乃至四分六厘三毛餘にして此の差額は事業の負擔となり、それだけ生産原價を昂騰せしめつゝあるものなり。従て現状の如き勢を以て此等統制會社乃至國策會社に對する義務出資増大せんか、其の生産原價を昂騰せしむるの弊害甚大なるものあり。依て政府は之に付左の如き措置を講ずるの要あり。

(a) 統制會社は極力自己資本を少額にして資本の力を藉らず専ら純粹の統制機關たるの機能の發揮に主力を注がしむること

(b) 國策會社の設立は極力之を最少限にすると共に、其の資本金に付事業會社の義務出資を避けしむること

(c) 現存の統制會社乃至國策會社に對する義務出資に就ても再検討を加へ之が整理統合を圖るの要あること

(d) 國策上義務的出資に對する配當所得に於ては二重課税をなさざること

(2) 政府支拂金の遅延が産業費を昂むる實情と其の是正對策

抑々、納品代金に對する政府の支拂は、其の期日一定せざる上に一般に尠からず遅延するが其の實情なり。今、具體的に某工場に於ける實績に就て見るに納品代金支拂期間は民間平均二十二日なるに對し、政府關係の平均は實に四箇月十七日なり。假りに、納品代金回収の正常期間を一箇月、金利日歩一錢二厘と假定して、以上の政府支拂遅延の金利子負擔を計算するに、その納品一噸當平均賣上金額に對し實に一・三%に相當する實情なり。即ち、若し納品代金に對する政府の支拂にして、之を、實に一箇月に短縮し得る場合に於ては、右の場合納品代金を一・三%低下し得る次第なり。

而も右は平均期間にして、中には更に長期のものありて一定せず。従て原價計算に於ける金利負擔の算定に當りては、之を一層長期のものとなさざるを得ず、それだけ政府支拂金の遅延が製品原價を昂騰せしむる率は多大なり。加之斯くの如き支拂の遅延は常に金利負擔のみならず企業の金融上少からぬ困難を來すものなることを銘記せざるべからず。

右は大規模の會社に於ける事例なるが、實際に於ては、中小規模會社に於ける政府納品代金の支拂遅延は更に長期に亙る傾向に在り。

尙、以上の如き弊害は代金前拂制度の場合に於ても等しく生ずる問題なり。即ち、代金前拂金が豫定の時期に支拂はれざる場合に於ては、前拂金を豫定する原價計算に付、それだけ多く金利負擔を附加せざるべからざるが故なり。然るに代金前拂制度の場合に於ても政府の代金支拂期日は必ずしも正確ならずして相當遅延する場合尠からず、爲に前述の理由に依て納品原價を昂騰せしむる實情なり。

依て政府は、納品代金に就ては、現品納入後、例へば一箇月以内に之を支拂ふ原則を確立せられんことを要望す。

代金前拂制度に就ても、其の前拂支拂金の期日に付、以上に倣ひ一定の條件を確立するを要す。

(以上)

五 補助金制度並にプール平準價格制に關する意見

(植村分科會)

目 次

第一 補助金制度に關する意見

- (一) 價格に對する補助は原則として之を廢止すること、但し生活必需品等に限り必要なる場合之を行ふこと
- (二) 重要物資の増産對策としての補助は之を企業補助に統合集中すること
- (三) 物價に對し悪影響を與へざる價格の引上げを行ふ爲實情に應じ左記諸方策を實施すること
- (四) 補助金制度の運用を改善すること

第二 プール平準價格制に關する意見

- (一) 生産價格に於けるプール平準制に就て
- (二) 販賣價格に於けるプール平準制の提唱

第一 補助金制度に關する意見

現下の緊迫せる内外情勢に鑑みれば、軍事費及臨戰經濟態勢整備の爲必要とする各種經濟補助金の支出の増大するは必至なるべく、我が財政支出は今後更に相當膨脹の趨勢に在りと謂はざるべからず。然るに、之を消化吸収すべき我が經濟餘力は漸次其の弾力性減少し、爲に財政支出の膨脹は直ちに通貨の過當膨脹を招來するの傾向漸増し、其のインフレーション化の影響力は相當戒心を要する情勢にして、政府の補助金政策は此の際根本的再検討を要する段階に至れるものと謂ふべし。就中價格政策として補助金制度を援用するは此の際極力之を抑制すると緊要なり。

而して既に巨額に上れる價格補助金の效果に就て之を吟味するに其の財政に及ぼす犠牲の多大なるにも拘らず、補助金政策の眼目とする生産増強目的の達成は、左の如き缺陷ある爲、必ずしも十分の成果を擧げ得ざる實情に在り。

(一)生産原價に標準利潤を加算せる適正價格を保證するに必要なる補助金の交付は事實上行はれ居らず、又其の是正は財政上將來に於ても之を期待し得ざること

(二)價格補助金は其の性質上毎年議會の協賛を要する爲不安定性を有し、長期に亘る企業の計畫を困難ならしめ、延て増産目的の達成を阻害すること

抑々價格政策としての補助金制度は一時の應急對策として採用せられしものにして、其の限り相當の効果を擧げたりと雖も、今や四圍の情勢は恒久的基本對策を確立し、以て長期戰態勢に對處するの要緊切なるものとありと謂ふべし。

茲に右に關する吾人の見解を概述すれば左の如し。

(一)價格に對する補助は原則として之を廢止すること、但し生活必需品等に限り必要ある場合之を行ふこと

價格に對する補助の廢止に對處する爲各般に亘る合理化に依り極力コストの低減を圖るも尙必要ある場合は適正なる價格の引上げを行ふこと、又生産増強の爲にする補助は企業の補助に統合集中すること

價格に對する補助は前述の如く財政支出抑制の見地より又生産増強の効果を擧ぐるに付本質的に缺點を包藏するの事實に鑑み原則として速に之を廢止し、之に對處する方法としては生産、配給、消費の各般に互る合理化に依りコストの低減を圖り尙足らざる部分は物價に悪影響を與へざるが如き方法を講じ適正なる價格の引上げを行ふを適當と認む。

然るに生活必需品等價格の引上げは國民生活全般に互り直接的影響を及ぼし、勞銀の騰貴等を通じて物價の惡循環的騰貴を來すの虞大なるを以て、補助金交付に依り其の價格を低位に保持するの必要あり。

(二)重要物資の増産對策としての補助は之を企業補助に統合集中すること

時局の要請に應じ重要物資の急速なる増産を圖る爲には、經濟界の現状に鑑み政府に於て強力なる助成の方策を講ずるの必要あるや言を俟たず。

然るに從來補助の方法として價格に對する補助、企業に對する補助の兩方法を關聯併用せるものと認めらるゝところ、價格に對する補助は前述の如く増産目的達成上遺憾の點多きに鑑み増産對策としての補助は之を企業補助の方法に統合集中するを適當なりと認めらる。蓋し企業

補助の方法に依るときは、或は長年度に互る計畫的補助をなし企業の計畫に確實なる基礎を與へ或は重點的に補助を強化し事業の促進を圖る等、實情に應じ適切なる措置を講じ増産目的達成上實效を擧げ得べきを以てなり。固より補助の對象たるべきものは嚴選主義に依り計畫の確實なるものを選び、設備等又實用本位に依り業者をして補助に狎れしむる等のことなく、資材資金等の節約活用を圖るを要すべく、統制會等權威ある民間團體をして第一次の査定をなさしむるが如き、亦其の有效なる一方法たるべし。

(三)物價に對し悪影響を與へざる價格の引上げを行ふ爲實情に應じ左記諸方策を實施すること

(1)販賣價格プール制を採用すること(別項詳述)

(2)品質の改善向上の方策を樹立實施し實質的に低物價を堅持すること(島田分科會研究)

(3)特別の事情に依り價格に付補助を爲すの必要あるものに就ては、當該物資の需要者に付補助金を交付すること

(4)官廳の買上價格をして一般の場合と均衡を得しむること

價格引上げの物價に對する悪影響防止に關しては前記の如き方策を實情に應じ適宜實施す

ることに依り相當の効果を擧げ得べきを信するものなり。

右の中販賣價格プール制は、當該物資の需要方面に依り、其の生産コストに及ぼす影響、戦時經濟運営上の重要性等を稽へ、賣渡値段に差等を設くる方法なるが、各産業が其の使用する原材料の價格引上げある場合に於ても、當該物資の品質、配給數量の最低限度、引渡時期等に付保證を得らるゝ場合に於ては、此等に因る製品コストの低減に依り自己の製品の値上げを要せざる場合も尠からず考へ得る次第にして、吾人は本制度の採用に依り相當の効果を期待し得べきものと信ず。尙本制度等の實施に就ては業者又は其の團體間の更に緊密なる連絡協調に努むるの必要あり。斯くして近來漸く失はれたる品質、納入時期等に對する取引上の信用、責任觀念にして恢復せられんか、其の産業界一般に及ぼす影響亦輕視し得ざるものあるべし。

然るに戦時重要産業にして當該物資の價格引上げが製品コスト上に及ぼす影響大なるもの等、上述の諸方策の實施に拘らず尙價格に對する補助を廢止し得ざるものあるべく、此の場合に於ては補助金は之を當該物資の消費者に交付することゝし補助を重點化し財政負擔の輕

減を圖るを要す。

又從來官廳買上用品は他との均衡上著しく低價なる場合あり。爲に市販品の販賣價格、事業採算等に相當の影響を及ぼすを以て此等に就ては均衡を得たる價格を以て買上を爲すの要ありと認めらる。

(四)補助金制度の運用を改善すること

産業に對する補助金制度の運用を見るに

(1)手續等の煩雜の爲、或は餘りに形式的條件の整備を重視する爲、補助金制度本來の目的とする増産に役立たず、又補助金交付の時期甚だしく遅れる爲に其の効果を減殺する等の場合尠からず。此等に就ては本制度の本旨に則り、弾力性ある運用を行ひ企業經營の實際に即せしむる要あり。

(2)増産對策としての現行補助金制度に於ては、其の交付金算定の基準に付、生産數量を偏重し品質を顧みざるの傾向あり。爲に業者の品質向上に對する努力を阻み生産の増強に就ても實質的には其の効果を擧げ得ざる場合あり。此等に就ては其の是正を圖るの要あり。

第二 プール平準價格制に關する意見

(一)生産價格に於けるプール平準制に就て

我が國現下の生産價格プール平準制は、戰時増産の必要上低位の産業條件に於ける生産をも可能ならしむる爲價格の引上げを必要とする場合、因て生ずる條件優良なる企業の過當利益を抑制し以て價格を極力低位に保持する制度なり。換言すれば現下の生産價格プール平準制は戰時非常の増産要求に對應する爲、自然的條件其他經營者の努力を以て動かし難き特殊の企業條件の差異に付極力之を本制度に依て均等化し、以て低物價と増産要求との兩目的を併せ達成する事を其の目的とするものにして、運用宜しきを得れば價格政策として相當の効果を期待し得べき制度なり。然れども萬一其の運用宜しきを失ひ、優良事業の犠牲に於て低能率企業を有利にするの結果に陥らんか、事業關係者の自主的向上心を阻害し、延ては公正の觀念に疑義を抱くに至り、却つて事業の進歩發達を妨げ生産の増強を鈍化せしむる等の虞尠からず。而して從來に於ける我が生産價格プール平準制に於ては斯かる弊害必ずしも無きを保し難き状態なり。

依て政府は本制度を適用するに當り、其の適用對象の選擇、其の範圍、方法等に付慎重なる検討を加へ、敍上の弊を醸すが如きことなからしむることを要す。今、敍上の趣旨により現下生産に於けるプール平準價格制に對する吾人の見解を開陳すれば左の如し。

一、生産價格プール平準制は左の如き事業乃至事業部門に限り之を適用し、而して、其の行程の如何なる段階に適用すべきや等に就ては事業の實情に鑑みて之を決定し、又右價格決定に就ては經營者の優秀に基因する成果を十分尊重し、以て、經營及技術の進歩向上を阻害するが如き弊なきを保すべし

(1)戰時經濟運営上重要な産業にして自然的條件に因り其の生産原價に相當差異ある場合
其の生産價格に付

(2)内地に同種又は關係品の生産ある輸入品にして、内外品の原價に相當差異ある場合其の
輸入及生産の兩價格に付

(3)戰時國策の要請に依り高建設費の下に生産設備を擴充し、爲に、在來の設備に於ける生産原價との間に相當差異を生じたる時、プール平準可能の場合其の市販品價格に付

(4) 其の生産品原價の大部分が運賃より構成せらるゝ重要品にして、各工場の運賃負擔に相當差異ある場合其の運賃に付

但し、右の場合には各工場の立地條件を考慮するものとす。

二、生産價格プール平準制の實施に當つては、其の運営を圓滑ならしむる爲、左の如き措置を講ずること

(1) プール制を必要とする場合、其の企業者數夥多なるか、又は大小規模のもの混在するが如き場合には、一部の小規模企業を整理統合し、之を一定數以下の組織體に改編するか、又は大規模企業に買収せしむること

(2) 生産條件特に低劣なる企業にして、國家目的上其の稼行を必要とする場合には、之をプール制に包攝せず、特殊會社等をして一括經營せしめ、別に、國家總動員法等に依る補償等の方法を採用する等の處置を講ずること

(3) 特に現狀に於ては、資材勞力等の關係上、生産條件低劣なる企業は國家目的達成上寧ろ之を整理するを可とするに至れるものあること

此等に就ては之をプール制より切離して別途に處理する措置を採るの要あり。

三、生産價格プール平準制の採用に就ては、當該産業全體の綜合能率増進の爲其の基礎條件として左の如き對策を整備すること

(1) 當該産業團體をしてプール平準價格制の圓滑なる運営上必要なる權威ある原價計算をなさしむるが如き措置を講ずること

(2) 生産規格の統一單純化を圖ること

特に政府の買上げ品に就ては、各省の注文規格を統一單純化して率先垂範するの要あり。

(二) 販賣價格に於けるプール平準制の提唱

プール平準價格制の實施は、是迄専ら生産價格に限られたるところ、生産増強と低物價政策堅持との兩目的達成の爲、現段階に於ては更に之を販賣價格に就ても極力實施すべきものなりと確信す。

惟ふに、生産増強と低物價政策堅持との解決對策として採用せられたる價格的政府補助金政策は、今やインフレーション防遏の見地より極力之を回避すべき段階に在ること政府補助金對

策の項下に於て詳述したるところなり。而して、之に代る最も有力なる價格對策の一は、吾人の茲に提唱する販賣價格に於けるプール平準制の實施なり。

(三)販賣價格プール平準制要綱

是迄販賣價格は總て一本建を原則とせるところ、此の際生産増強對策上、生産費昂騰の關係より、價格の改訂を必要とする重要生産品に付販賣價格を二重以上の多様性とし、其の購入者の戰時經濟上の負擔能力に應ぜざる差等價格を設け其の結果をプール平準し、一定の方式に依り生産者に配分するものとなすこと

(一)戰時經濟的負擔能力に應ぜざる數段の差等販賣價格を設定すること

茲に、販賣價格を、其の購入者の戰時經濟的負擔能力に應じ數段の差等價格を設定すとは、之を具體的に例示せば左の如し

(1)原料其の他の費目として、生産品原價中に占める比重僅少なる故に、當該品目の價格の引上げの結果、延て之を原料等とする生産品の價格引上げを不可避とするの關係稀薄なる使途に對しては、其の負擔能力に照應して一定數の段階を設け、之を規準にして差等販賣

價格を設定す

(2)當該品目の價格の引上げの結果、之を原料其の他となす生産品の價格騰貴を原價計算上不可避となす場合に於ても、右生産品の價格騰貴の及ぼす影響にして戰時經濟運営上必ずしも重要ならざる使途なる場合に就ては、此等の使途に對し差等價格に依る價格の引上げをなす

(3)當該品目の其の使途が贅澤又は戰時經濟上不急不要と認められるものに屬するものに就ては差等價格に依る價格の引上げをなす

二、以上の差等販賣價格の結果をプール平準すること

(1)以上の販賣差等價格制は、其の結果をプール平準し得る様、其の配給機構の整備せる場合に之を限ること

(2)生産者に支拂ふべき價格は、以上の販賣差等價格の結果をプール平準せるものを其の基
本となすこと
(以上)

五、資
料

一 現行産業統制が生産原價を騰貴せしめたる事情
並に之が改正を要望する事項

本調査は當會時局對策調査委員會第二委員會（物價と増産問題）第二部會（低物價生産増強對策に関する問題）の資料として、現行産業統制が生産原價を騰貴せしめたる事情並に之が改正を要望する事項に付、昭和十六年八月當該關係産業の重要會社より求めたる回答を集録整理したものである。（括弧内のローマ字並にギリシヤ文字は回答會社名に代ふる記號である。）

一、鐵 鋼

一、生産擴充計畫の非綜合性・非計畫性に依る生産費増嵩

（イ）政府の計畫の綜合性不十分に基く未完成遊休設備増大に依るもの
對策

- (1) 同一業種内に於ける重點主義の徹底
- (2) 中小企業乃至低能率企業の整理統合 (S)
- (ロ) 生産擴充用資材割當の不圓滑に依る高爐建設遷延に基く大規模設備の未完成の影響大なり (S)

二、資材統制が総合的計畫的一元的ならざる事に依る生産費増嵩

原料資材配給の総合的一元化を缺くこと (S)

- (1) 鐵礦石の割當が月毎では繼續的計畫を樹立し得ず、年間の計畫的豫定量の配給割當制實施を要す、又各高爐の特性を考慮したる鐵石配給を要す(品位及組合せ)、當社にはトーマス鉄用として含有燐分高き鐵石の配給を望む
- (2) 原料炭、砂くとも三、四箇月分のストックを生ぜしむるが如き配給を望む、又、コークス用北支炭を五〇%以上配合し得れば高爐の能率を一〇%以上高むることを得、コークス用炭の他への流用は之を取締る要あり
- (3) 資材、割當配給不圓滑のため高爐の建設遷延せり、この原價への壓迫大なり

三、配給資材の品質低下、適切なる資材の入手難に依る生産費増嵩

屑鐵の品質低下、製鋼用鉄不足に依り鑄鋼用鉄を製鋼用に轉用するため、製鋼時間の延長、燃料及煤熔劑の使用量の増大、製鋼爐の損傷を來しコスト増を導く (I)

四、統制手續の不備不適切又は煩瑣に依る生産費増嵩

統制手續の複雑不合理のため多數の人員を要しコスト高を導く (S)

二、石 炭

一、資材統制が総合的計畫的一元的ならざる事に依る生産費増嵩

- (イ) 坑木、鐵鋼材、機械器具、爆藥、各種作業用品及生活必需品等の割當に關し、行政官廳、炭坑物資協議會、又は産業報國會等統制機關を異にするため有機的総合的割當を缺く (H)
- (ロ) 坑木は木材統制株式會社設立に依り價格騰貴し且各府縣毎の割當制に依り品種適切ならざるものあり (A)

二、資材割當及配給時期の遲延又は現品入手困難に依る生産費増嵩

- (イ) 資材入手遅延に依る計畫の變更、入手迄の繋ぎ工事等に依るコスト増著し (B)
- (ロ) 火薬類の配給激減し増産を阻害し、コスト高を招來せり (A)
- (ハ) 機械並に資材配給證明書を今よりも迅速に交付するの要あり (A)
- 三、配給資材の品質低下、適切なる資材の入手難に依る生産費増嵩
- 配給品の品質低下著しく特に爐過用帆布につき甚だし (J)
- 四、統制手續の不備不適切又は煩瑣に依る生産費増嵩
- 物資需要量調査及使用量調査、發注調査等を活用して手續の簡易化を計る要あり。又各官廳毎の報告書を統一し、機械並に資材配給證明書交付を迅速になすべし (A)

三、非 鐵 金 屬

- 一、資材統制が綜合的計畫的一元的ならざる事に依る生産費増嵩
- 副原材料が主原料にリンクして配給せられぬためコスト増を導く (C)
- 二、非統制資材の入手難及高價に依る生産費増嵩

比較的統制の及ばぬ副原材料に就て、適時所要量の入手困難のため相當量のストックを要し金利及び保管料の負擔著し (C)

三、公定價格決定の不適正に依る生産費増嵩

現行價格制度によれば、價格公定は最高價格に就て行ひ規格は最低を規定するため品質低下し價格昂騰する傾向あり、殊に間接諸材料(工具、治具、油脂、藥品、其他)の高價に公定されたるためのコスト増大なり。

從て雜品に就ても規格の嚴重なる規制を行ひ規格別に適正價格を設定する要あり (C)

四、統制手續の不備不適切又は煩瑣に依る生産費増嵩

イ統制法規による申請書、並に諸報告は各官廳に對し各種各様に行はれ、失費多大なり。

(C)

四、機 械 及 造 船

一、生産擴充計畫の非綜合性・非計畫性に依る生産費増嵩

(イ)生産擴充計畫の齟齬に依り未働遊休資産増大せり (K)

(ロ)工作機械事業の指導並に製品の配分不適切 (U)

高度の精密工作機械は之を各機種に互り並行的に製作せしむる要あり、且事業の重要性に従ひ優秀工作機械を重點的に配分せよ。

(ハ)發注承認制の不備 (U)

(1)大口工事に對し發承完了期の指示なきため工事豫定と實際とに齟齬を來す。

(2)發承完了が長期を要するため能率的生産困難。例へば工事期間三、四箇月を適當とする陸上汽鐘工事に對し發承完了に約二箇年を要せるものあり。工費の増加、完成部分保管費計上の要を生ず。

(ニ)造船統制不徹底のため各種國策船の割込等に依り造船計畫の變更を來たし、資材の貯藏又は半成品の増大に依りコスト高を惹起す (U、B)

二、資材統制が総合的・計畫的・一元的ならざる事に依る生産費増嵩

(イ)資材配給が各資材別に統制せられ居るため造船業の如き各種資材を要するものは其の配

給に連絡統一を缺き、ために半成品の増加、原材料の手持増を生じコストを高める (W、P、Q、O、β、α)

例へば鐵は機械工聯、銅は銅統制組合の統制を受け、この二者がリンクしない。

(ロ)資材配給に付中央、地方割當間に連絡を缺き不均衡を來す (U)

例へば中央割當として塗料の配給あるも地方割當に屬する溶劑たる油の配給なきが如し。

(ハ)建築資材の如く軍よりの資材證明書下附されたるも更に鐵鋼工作物築造許可規則、航空機製造事業法等に依る許可を要する場合あり (U)

(ニ)切符割當が時期不明であり且連絡統一を缺くこと (U)

資材入手期不明のため作業の手順豫想つかず且部分的配給に止ることありて残量の入手見込つかず能率低下す。客船又は貨客船の建造不許可となれば、當社の如く多數の貨客船受注し居る場合資材の浪費大なり。

(ホ)造船は綜合工業であり且長期を要するに依り各官廳間の横の連絡を密にし軍民を通じ一元的綜合的統制の要あり (U)

三、資材割當及配給時期の遅延又は現品入手困難に依る生産費増嵩

(イ) 發注承認による資材配給は切符面の五乃至八割に過ぎず且實際配給が納期直前又は後に
なるため前以て材料の手配を要し設計完了せるも工事の着手不能、又社外注文が完成して
も配給資材の割當なく半成品となり工事の完成遅延す (O, U, X)

(ロ) 鋼材の生産及消費との割當が一致を缺くため切符過剰を呈し工程に應じ資材を入手する
こと困難にして工事の遅延と同時に係員出張費、通信費等も増大せり (U, W)

(ハ) 鐵鋼材の如き本年第一四半期の割當が七月に決定、加之、釘、針金、亞鉛板、ワイヤロ
ープ、ベルト等の決定後の現品入手容易ならず且配給期不適切にして、豫定工程の蹉跌、
設計の変更、工場の一時遊休、在庫の増大、用途の変更、入手後のスピード化等に依る無
駄大なり (E, K, a)

(ニ) 工場建設に當り資材配給順により完成豫定順が變更され、能率低下しコスト増となる。
(U)

(ホ) 資材配給の総合性を缺くため手持材料の増大を餘儀なくされ、又工事遅延す (U, e)

例へば合金材料の如き相關性資材、又一部電線を缺くため工場の運轉不能なることあり。

(ヘ) 運輸機關不足のため従前に比し原材料の貯藏量増加せり (U)

(ト) 造船に於ける資材統制不圓滑の實例 (U, Z, β)

(1) 鋼材 實際配給は配給證明書取得注文後尠くも半箇年を要し、且製作の順序はメーカ
1側の都合に左右されるため現品入手と工程が照應せず爲に勞力、運賃、荷役費等の間
接費の増大を來し、且鋼材にては三、四隻分配給になるも他の部分品なきため半成品と
なる例多し。

例へば、鋼材運搬費の如きは同型船にて昭和十年下期と比較し昭和十五年下期に於て幾
當約二倍の作業時間を要したり (O, e)

(2) 非鐵金屬 鋼材とリンクせざるための不足に依り完成し得ぬ場合多し、管、板、電線
の配給の如きは資材査定後六箇月乃至一箇年を要す。

(3) 社外注文品 船舶用艙裝品其の他の外注先中小工業者が各業種別府縣別品種別に配給
統制機關に加入して其の維持費を供出しこれが製品コスト高を惹起す。

(チ)軍需資材配給統制不適切の實例 (X)

(1)兵器製作に不可欠なる工具類其の他の機械設備用資材の配給が實際には民間配給統制團體に委ねられ居るため軍發行優先配給要望書を割當證明書に書換へるために普通鋼匙當七圓、高速度鋼匙當七圓、其の他特殊鋼匙當十圓の手數料を要す。

(2)軍監理工場に於てもマシン油、ウエス、鹽酸其の他多數に互り民間統制團體の手を経るものあり、其の手數料が價格の一割五分平均に及ぶ現状なり。

(3)軍割當又は軍中央統制契約に依るものは生産者販賣價格又は之に準ずる價格にて購入し得、其の他のものは一般民需並なるが軍監理工場に於ては全面的に前者に依るよう改正されたし。

(リ)造船資材統制に關する要望 (U)

(1)鋼材に關しては消費割當を實行し、且生産割當に於ても消費割當同様消費部門別生産割當實施を要す。かくすれば浮遊切符の整理、適切なる資材の入手可能なり。

(2)鋼材以外の資材を總て造船計畫に照應し綜合的一元的に配給し得るやう機構の改革を

行ふ要あり。

(3)社外注文品に要する資材は總て造船所より外注先に現物支給し得るやう配給機構の改善を要す。現行制度に於ては中小企業は夫々所屬組合より資材の配給を受けるため資材入手困難なると同時に組合費其の他の形に於ける業者の負擔増加せり。

四、配給資材の品質低下、適切なる資材の入手難に依る生産費増嵩

(イ)鋼材の所要寸法のもの得難く、過大寸法物を使用しスクラップを出し材料工賃共に損失多し (E, K, T, U, Z, α)

例へば修理船用として薄板入手困難なため厚手板を使用しコスト高を招き、一分鋼板を一分五厘で一寸半管を二吋管で六角棒を丸棒で山形鋼を鋼板で代用することに依りコスト増著し。從て可及的に品種の整理を行ひ基準品種の設定をなし需要の正確なる資料を得て生産命令の徹底を計る一方價格の適正なる設定をなし生産費の増嵩且生産地數の上らぬものも採算可能なるが如くすべし。

(ロ)鑄鋼品の不足により鍛鋼品に設計を變更してゐるが之により加工賃倍加せり (及物、工

具鋼、潤滑油) (K, U)

(ハ) 資材入荷見込なきため高價品購入を餘儀なくされること、機械油(一立)二十錢二厘に對し代用油(白ペール油二十四錢五厘、タービン油三十八錢六厘)の貯藏を要せり (U)

(ニ) 電極、熔媒、配合用金屬類の如きは原料品位の低下甚だしきものあり (U)

(ホ) 代用品に依るコスト騰貴 (U)

(1) 石油消費規正のため代用燃料への轉換に依り加熱能率を三〇%低下せり。

(2) 鋼含有材をアルミニウム不銹鋼に代替するためコストは二〇〇—二五〇%騰貴せり。

五、非統制資材の入手難及高價に依る生産費増嵩

(イ) 非統制品は統制品に比して寧ろ入手困難にして製品完成に支障を來すことあり (K)

(ロ) 一部材料の入手なきため納期遅延を生ずる故に其の代用品を統制外品目に求むれば法外なる代價を支拂ふ要あり (Z)

六、公定價格決定の不適正に依る生産費増嵩

(イ) 價格統制の不備 (U)

(1) 公價は最高を規定せるものなるが實際は公價が普通となり又、大量購入に依る割引の慣習も消滅せり。

(2) 下請機器中にて公價により安價となりたるものあれど之に依り減産となり入手難激化せり。

(3) ストップ令に依り粗悪品増加せり。

(ロ) 公價決定の不適正に依り價格騰貴を惹起せしものあり、機械の材料の如し (θ, E)

(ハ) 現行統制價格は適正化を缺き加工なき材料のみに付決定せられ居るため業者は多少の加工を行ひ非統制價格品として賣るためコスト高を生ず (K, U)

例へば鐵塔工事に使用する小型鋼五〇×五〇×四が入手困難のため五〇×五〇×六を代用すれば必要強度以上の材料を使用することとなり所要資材に於て約二割の増量となりコストを増嵩せしむ。

(ニ) 公價決定遅延のための材料會社の出荷差控に依る入手難(ゴム線の如し) (K)

(ホ) 「割引」の慣習消滅したるため實際上値上りを生ぜり。又最近の公價が高きたためコスト高

を惹起し又不当に低きため品質を低下せるものあり (K)

(H) 國産工作機械は輸入品に比し質的に劣悪なるが價格は輸入價格を基準とせるため能率的に見れば割高となり加工賃の増額を來す。従て性能、構造等によつて適切なる價格統制が必要なり (U)

(ト) 外注加工賃は昭和十二年七月に比し十六年七月は約二倍となれり。

七、統制手續の不備不適切又は煩瑣に依る生産費増嵩

(イ) 各種統制手續の繁雜なる事例 (T, B, C, X, W)

(1) 臨時資金調整法、會社經理統制令等に依る申請には主務省多數に及び、軍需工場に就ては更に軍部の證明又は更に軍部内の各關係廳に一々同一書類を提出する状態なり。

(2) 指導監督に關し、發注廳よりの關係官の臨檢、又は調査報告提出以外に軍需工場にては陸海軍より別個に監督官を派遣せらる。

(3) 各官廳の同一報告が重複し多數の關係事務員を要す。このために要する紙數一箇年に二百萬枚に及ぶ所あり (U)

(4) 圓ブロック向機械輸出は發注許可書を要するのみならず輸出許可申請には一々注文書を添付し配給資材所屬組合の製造認定書の提出を要求さる。

(5) 多數小口部分品にも製品納入證明を有する納入證明書の提出を要する状態なり。

(ロ) 資材獲得事務複雑化し、それに關する間接費増大せり、特に之を擔當する人件費の増大著しく、又作業を停滯せしめ能率を阻害し戦前の五乃至十倍のストックを保有する現状なり (Q, B, K, U, a)

軍需品に就ては東京海軍監督長官經由にて艦政本部又は航空本部に證明願を提出せざるを得ず、生産承認後更に機械工聯所屬組合其他材料統制團體に各別に材料配給申請をなす状態なり、生産承認と同時に所要資材を配給するか單一團體より入手し得る如く改正を要す。一プラントに付所要資材別標準數量表を作成してこれに基いて配給するを可とす (U)

海軍關係への申請に要する延勞働時間は年四十四萬一千時間毎日百五十人の勞働に當る職員千二百人中最少限五百人が統制事務に従事し、其の中海軍關係は百五十人を算す。

又海軍關係統制事務に要する用紙年に七十萬五千八百七十五枚(美濃半截に換算)、鋼材一匁を入手するに約二十時間の手續を要す (U)

(ハ)統制手續煩雜のため多數の書類の作成を要し、決裁のため本省への出頭説明を要する状態なり (P、X)

これに對しては中央集權を多少分散して地方的に手續を完了せしむるやう支局を設置するの要あり。

(ニ)甲申請に乙申請の認可を要する等の場合多く經費、勞力、時間の損失大なり、伸銅品の如き一件に付十二通の書類を要す (A、X、U)

これに對しては企畫院の如き綜合官廳に於て總括的に認否を決すべし。

(ホ)統制法規の解釋に付各監督官廳にて夫々相違することあり能率を阻害す (K)

用材生産統制規則第三條適用に付農林本省及地方當局の適用を異にす (U)

(ヘ)廢品削屑等の回收規則が融通性を缺くため多數の失費(選別費等)を要す (X)

改正鐵屑配給統制規則に於いては自家使用鐵屑に就いても一々官廳の使用許可を要する

が故に製造者の手数を増す (U)

(ト)資材割當手數料の高價なること (U)

例へば本年四乃至六月に於て普通鋼材に付當社にて支出せる手數料は次の如く合計三一
二四七圓二四錢に及ぶ。

(1)機械工聯關係

組 合 別	鋼 材 量	割當手數料	手 數 料 計
汽 鐘	二、六〇四・一〇二匁	一圓五〇錢	三、九〇六圓一五錢
タ ー ビ ン	三六・六九〇匁	同	五五圓〇四錢
炭 車	七一九・二一九匁	同	一、七九八圓〇五錢
(2)造船聯關係	一一、七四四・〇〇〇匁	二圓〇〇錢	二五、四八八圓〇〇錢
合 計			三一、二四七圓二四錢

(チ)現在の統制團體が多分に官廳臭を帯びて事務溢滞甚だし、機械工聯の如き徒に諸調査命令を頻發する傾向あり (U)

(リ)統制實施以來の能率低下の一例 (U)

昭和十一年頃に比較して眞の生産高は停滞して居る。

生産指數 (日銀物價指數にて修正せるもの)

工員増加指數

昭和十一年	一〇〇
同 十四年	一三一
同 十五年	一〇六
同 十六年	一三五

職員は二八一 (二千人)

(ヌ)以上に對し配給機構を簡にし各機關の連絡を密にして事務の簡易化を計られたし (a) 例へば非鐵金屬の團體配給制度の如きは利用の如何により事務の簡易化、資材の総合的配給に對し有力なる方法なりと考へる。

(ル)統制事務の改善對策 (1)生産に必要な資材所要量の具體的個別的調査(2)其の配給申請(3)配給資材の使用後の届出、の三手續にて足るが、特に(1)が完全なればそのみ

にて十分なり (U)

五、電氣及瓦斯

一、資材統制が総合的・計畫的・一元的なる事に依る生産費増嵩

(イ)電氣事業は施設建設費の増嵩に依るコスト増著し

(1)資材配給の跛行性

(2)電力消費者と供給者とが異なる部門の統制を受けるため施設の完成に食違ひを生ず

(3)改正を要望する點

資材別割當を廢して有機的配給に改め數年間に互る總括的割當數量を決定すべし (M)

(ロ)資材別の物資統制に依る建設工事の停滞 (P, G)

(ハ)一般に物資配給統制の見透し困難なるため原材料の手持量増大の傾向あり (A)

二、資材割當及配給時期の遅延又は現品入手困難に依る生産費増嵩

(イ)資材配給が豫定日に遅れるため建設期間遅延し建設費を増嵩せしむ (P)

(ロ)修理用資材の入手に長期を要し生産停滞を惹起せり (A)

(ハ)必要資材に付適當なる品種を確保し難きこと

例へば需要最大の薄板又は小形棒鋼の類は採算上生産者に不利なるため増産せず、從てストラップ、ポールの類は入手困難なり (G)

三、配給資材の品質低下、適切なる資材の入手難に依る生産費増嵩

(イ)石炭の品質低下及石炭の品種がボイラーに適せぬためボイラーの能率低下し、發動機、電球等の線條の切斷するもの多く又セメントの品質低下に依り使用量増大し、絶縁油の品質低下は機械の故障を生ぜしめ消耗品(テープ)の如きは多量を要す (P, J, r)

(ロ)原料炭の品質低下に依り同一ガス量發生にも多量を要し、運賃、原料代、粉碎洗炭設備費の増大をもたらし副産物の産出量減少す、又機械油品質低下に依る機械の効率低下著しガス發生用炭としては大夕張、夕張最適にして九州炭に比し發生量二〇%大、且ベンゾール等の産出量も大、然るに北海道炭の配給なし (A, Y)

原料炭價八〇・五%以上の騰貴に比し(河岸渡値段段事變前と現在ではホンゲイ炭六九%、

大浦炭八六%、夕張特粉七三%、受渡後の揚炭費は一六〇%の騰貴以外に滞船料の増加あり)コークス價格は十三年九月公定のまゝなれば其の賣價の騰貴率六一・五%にすぎず、ガス製造原價騰貴著し、コークス其他副産物の公價に付考慮を要す (r)

四、公定價格決定の不適正に依る生産費増嵩

(イ)統一原價計算制度を缺くため電球が㊦前には低廉なりしも㊦後は高價となれり (P, G)

(ロ)公定價格設定が實情に即せぬため却つて必要資材入手難を惹起し高價な代用品(月形ストラップ、足場釘等に付)を使用せざるを得ぬこと
同一種類製品間に均衡を缺くものあり (G)

五、統制手續の不備不適切又は煩瑣に依る生産費増嵩 資材割當の遷延

割當の關係上地方にて製作出來さることによる原價昂騰の事實あり。

例へば鑄鐵製異型管は從來一般工場にて製作されて居るが日本鑄鐵管統制會社が出来れ

ば同社を通じ特定工場に限定されることとなる由なり (イ)

六、洋 灰

一、資材割當及配給時期の遅延又は現品入手困難に依る生産費増嵩

資材割當配給數量が名目的數量に止り、生産計畫を樹立し得ず (N)

二、配給資材の品質低下、適切なる資材の入手難に依る生産費増嵩

石炭の品位の變化がコストに及ぼせる影響 (N)

使用石炭品位
(カローリ)

セメント適當
使用石炭量(噸)

セメント適當
スト中の石炭費

昭和十三年上期

七、〇四二

二八七

一〇〇・〇

昭和十六年上期

五、八五三

三七二

一七五・一八

差

(一)一、一八九

(十) 八五

(十) 七五・一八

七、海 運

一、生産擴充計畫の非綜合性・非計畫性に依る生産費増嵩

物動計畫の變更は船腹能率の發揮を妨げること甚大なり (V)

二、資材割當及配給時期の遅延又は現品入手困難に依る生産費増嵩

船用品配給不圓滑なるため外地にて高價な物資を購入する状態なり (O)

三、配給資材の品質低下、適切なる資材の入手難に依る生産費増嵩

(イ)船用燃料として不適當なる下級炭の配給に依り定期運航に支障を生ぜしめつゝあり (O)

(ロ)品質低下による失費の増大 (R)

(1)昨年末松江丸の炭積に支障を來し止むを得ず互助會系炭の配給を受けし所火力弱く定期運航に障害を來せり、又本年一月大治丸をして臨時に三井より購入せる石炭を積みし所炭質不良のためシートバンカーとなり吳淞にて六〇噸(炭價内地積に比し約五倍)補給せり。

(2)潤滑油の銘柄減少し且品質の低下に依り多量を要し修繕費膨脹せり。

(3) 塗料の主要原料たる油脂類の品質低下と共に水銀の含有量減少に依る品質低下に基き消費量増大したるのみならず速力減退し燃料費其の他の失費増大せり。

四、公定價格決定の不適正に依る生産費増嵩

(イ) 公價決定に時日を要し(塗料の如きは一年餘)其の間製造業者は出荷を澁滞せしむるため需給不圓滑なり (R)

鋼索の如きも公價決定着手後約半年となるも未だ決定を見ず。

(ロ) 野菜、青果物等は目方に基く公價制定により出荷遅延し過熱腐敗甚だしくそれだけ使用原價増を齎らしたり。右は生産地と出荷時期を考慮し中央にて地方別價格統制を統括強化すべき點に缺くるためなり (R)

五、統制手續の不備不適切又は煩瑣に依る生産費増嵩

(イ) マニラ索、綿帆布の如く從來製造會社より直接購入したる物が統制會社管轄官廳其の他の統制團體介在のため配給手数煩瑣にして手数料等の失費を伴ふ (R)

(ロ) 建造、修繕、航運に必要な資材申請査定に日時を要し、且複雑なる手数を要し又、現

品配給に相當手間どる現状なり。海運は遞信省にて一元的に處理し且民間人の參畫を必要とす (V、L)

(ハ) 官廳及統制機關との連絡のため東京店を擴充せざるを得ず且係員の出張を要す (L)

(ニ) 船舶資材は一般陸上の需要と異り需要實體の移動性を考慮して實情に即せしむるの要あり (R)

(1) 船舶に對する物資配給の特異性

(a) 船舶の移動性に鑑み飯米、木炭、潤滑油の如き資材の府縣外移動配給を可能ならしむるの要あり

(b) 碇泊時に制限するためそれ以内にて十分に配給するの要あり

(c) 航路の變更を見る場合あり所要物資も之に對し圓滑に入手するやう手配ありたし

(2) 船舶用物資配給に對する希望

(a) 直買の存續、前述の如き特異性に基き海運業者には製造會社より直買を許可せられ

(b) 緊急の場合には管轄官廳より地方官憲に對し電信又は電話にて應急處置をとるやう命ぜられたし

(c) 徵備船に對する物資中、燃料、水以外は民需品を使用しつゝあり又、海外にて購入し來れる石油類は軍並か又は然るべき特配をなすやうに計られたし

(d) 公定價格の設定は迅速に行ひ資材出廻りの圓滑を計られたし

(e) 船舶用醫藥品及衛生材料の配給を圓滑にするやう計られたし

八、其の他

二、資材割當及配給時期の遲延又は現品入手困難に依る生産費増嵩

(イ) 罐詰類製造原材料の配給

空罐、醬油、砂糖等の配給時期不定のため、先に配給を受けたる全材料の取揃ふまで保管を要し金利莫大なり (θ)

(ロ) 搾油工場への電力並に容器の配給不圓滑 (θ)

二、公定價格決定の不適正に依る生産費増嵩

罐詰原料たる生鮮魚類並に青果蔬菜の産地相場が、先般の公定價格制定に依り、生食用中央市場相場を基準としたため引上げられコスト増を招來せり (θ)

三、統制手續の不備不適切又は煩瑣に依る生産費増嵩

(イ) 輸出手續繁雜の事例及其の影響 (E)

(1) 各統制機關への手續に要する書類。紙を上海へ輸出するには五十餘枚、纖維品を中南米へ輸出するには三十餘枚、紙を南洋に輸出するには三十餘枚

(2) 手續の煩雜により資本回轉率減少し人件費其の他の失費多し

(ロ) 罐詰に付共販が蒐集機關となり其の運営上自己又は指定倉庫に製品を保管する要あり、輸送料、倉敷料増嵩す。

例へば青森工場産の罐詰を一旦横濱に保管し再び青森の配給會社に販賣するが如し

(θ)

二 品質低下と産業能率との關係に對する資料

本稿は島田分科會資料として提出されたるものより公表に憚ある部分を削除したものであり、多少前掲「價格政策に於ける品質問題に關する意見」中の事例と重複する箇所あるも、數字、説明等において右意見書に現れたるものより相當詳細なるものあるため、茲に掲出して參考に供する次第である。(事務局調査課)

第一 製鐵用炭に對する石炭品位の優劣に依る得失

製鐵用炭は粘結度高く、熱量大にして且灰分低き優良炭を使用することに依り、出銑率を高め同時に燃料費の節約を計り得べきは容易に察知し得るところなるが、別表第三例に依れば、現行石炭品位規格に於て同一品位に列する原料炭にありても、粘結度の高下に依り出銑率に於て二割弱、石炭消費量に於て一割強の相違を示し、且同一原料炭に於ても含有灰分〇・六%(千

分の六)を減少せしむることに依り、出銑率に於て三・六%(百分の三・六)を増し石炭消費量に於て四%を節約し得ることを明かにせり。

第二例に依れば、原料石炭灰分五%を減少せしむることに依り、出銑率約三割を増加せしめ同時に銑鐵適當り石炭量に於て京濱方面に於ては約十數圓の節約となる。

次に製鐵原料炭としては内地炭は灰分一・一%(三級炭)以下なることを必要とす。従て三級炭以下の石炭を使用する場合には灰分一・一%迄再洗炭の要あり。故に假に七級炭(灰分一七%)の供給を受けたる場合は第一例の示すが如く三圓三九錢の損失を來すべし。以上數種の事例に徴するに、製鐵用原料炭は高品位の適格品を供給することに依り、著しく工場能力を増進し、且生産原價を節約し得ること明瞭にして、原料炭價格は低廉なるも、如上價格の堅持の爲品質の低下粗惡化を來し損失を招くよりも、必要あらば多少の價格を引上げ寧ろ品質の優良、適格性に重點を置くべきものと謂ふべきなり。

製鐵用炭に對する石炭の優劣に依る得失

例一

製鐵用炭としては灰分一・一%以下なることを必要とす。従て三級炭以下の石炭は灰分一・一%位迄洗炭の要あり。

例へば原料炭七級洗粉(一七%)を一・一%に再洗炭すれば歩留り八〇%なり。

三級七級の値差は (H) 九〇錢

二〇%のロスは (H) 四圓〇九錢

水洗費概算 (H) 二〇錢

差引下級炭割損高 (H) 三圓三九錢

例二

體炭性質に因る出銑量増減と石炭所要量

灰分	ドラムテスト	體炭品質		出銑高 (目)	出銑増率	銑越當り炭	體炭歩留	所要炭量	銑越當り數量	石炭指數
		出銑高	出銑増率							
E	一九以下	八以上	一、四〇〇	一〇〇・〇	一・〇一	六・五	二、二六	一・五	一〇〇	
F	一八以下	八以上	一、四五〇	一〇三・六	〇・九七	六・五	二、二五	一・四	九	

(1) 出銑率

原料石炭灰分〇・六%が減少すれば原料コークス灰分一・〇%の減少となり、體炭灰分一・〇%の減少に對し(體炭硬度を同一とすれば)出銑率三・六%増加となる。

原料石炭灰分五%を減少すれば

出銑率 三〇・〇%増加となる計算なり。

(2) 石炭費

體炭灰分一%の向上により

銑越當り原料石炭 〇・六兩減少

石炭一兩京濱納込値段二五圓三五錢とすれば石炭費一圓五二錢減少、従て例へば、原料三級粉炭使用を原料特三級粉炭に置換へしむれば銑越一兩生産に要する石炭の消費量を〇・五兩減少せしめ得る計算となり、此の外灰の熔融熱を増強せしめ、作業効率を増大せしむる利得あり。

例三

體炭性質に因る出銑量増減と石炭所要量

灰分	出銑高		出銑増率	銑適當 り炭	歩留	所要 炭量	銑適當 り石炭	
	ドラムテスト	(日)						
A	九前後	八三以上	一、二〇〇	之を一とす	一・二四	五五%	一九元	一・五
B	一九以下	八五以上	一、二〇〇	九〇%増	一・一〇	五	二、〇三	一・六
C	一九以下	八六以上	一、二五〇	一三・六%増	一・〇七	六	二、〇七	一・六
D	一九以下	八七以上	一、三〇〇	三三・七%増	一・〇四	六	二、二七	一・六
E	一九以下	八八以上	一、四〇〇	二七・三%増	一・〇一	六	二、三三	一・五
F	一八以下	八八以上	一、四五〇	三三・六%増	・九七	六	二、二五	一・四

第二 セメント生産と石炭使用量

セメント焼成に使用する石炭の消費量は品位低きもの程使用量に於て累進的增加を示し、實に生産原價を増嵩せしむるのみならず、製品の品位を低下せしめ、建築土木等消費者側に於ける損失も輕視すべからざるものあり。某セメント會社調査に係る別表に就て見るに、現在主にセメント工業に對し配給せらるゝ原料炭即ち七級粉炭(平均品位六、一五八カロリー、灰分二二・%五、價格京濱納込二十六圓)を使用せる場合に比して、特一級粉炭を以てせば、石炭費に於

て毎噸三圓四十七錢、四級粉炭を以てせば毎噸一圓八十錢の節約となり、之に反し十級炭を以てせば毎噸二圓三十八錢、十二級炭毎噸三圓三十七錢の夫々損失を示せり。蓋しセメント工業が平素高級炭を使用し來れる所以は、右の事例に依る効率累進を利用せること、製品々位の向上とを企圖せるものと謂ふべし。

セメント工業に對し七級炭は品位低きに過ぎ能率不良なり。可及的高级炭を供給し且可成品種を一定ならしむるを要す。別表の示す如く高級炭の供給を確保する爲には、或程度現行價格

炭種	供給炭	セメント一噸生産に要する石炭量	セメント一噸に對する石炭費	同上七級を以てする指數	對效率 石炭値	七級炭に對する値 上げ可能額	等級	保證 灰分	京濱納込 (六圓三錢と見て)	該當炭
A	七、三〇〇	二五・七〇	七・四九	八	三三・七	三・四七	特一	二〇%	二九・三〇	二六・九〇
B	六、四九〇	二九・〇〇	七・八五	六	二八・七	一・八〇	四	一八・〇	二六・九〇	
C	六、一五	三三・二五	八・六	一〇〇	二六・〇	—	七	三五	二六・〇〇	
D	五、八四五	三六・七〇	九・三五	一一〇	二三・三	(二)二六	十	二七・〇	二五・一〇	
E	五、六五	三九・〇〇	九・七	一二六	二二・三	(一)三三	十二	三〇・〇	二四・五	

の引上を行ふも實質的には生産原價の低減を來すべきは明瞭にして、若し今後更に下級炭の配給を見んか生産原價の著嵩と製品の低下を避け得ざるべし。
 尙、石炭品質の低下がセメント工業の能率に及ぼす影響の今一つの事例として某數十社調査の結果たる左の事例を掲ぐべし。

セメント業に於ける石炭品質低下の影響

石炭の品質	セメントに對する影響			
	平均熱量	灰分	耐壓力	耐伸力
昭和十三年実績	100.0	100.0	100.0	100.0
昭和十六年一月	85.9	16.9	79.9	87.0
				85.7
				29.6

(備考) 石炭品質低下の影響は右記の外に、輸送上の影響、使用高に與ふる影響、副産物に與ふる影響其の他種々なる間接的影響あり。

第三 瓦斯用石炭に就て

瓦斯用石炭に就ては産氣量高く粘結性に富む優良炭を配給することに依り工場能率を増加し生産原價を低下せしむること別表の通りなり。従て本例に於ても優良炭確保の爲には或程度値

上を實行するも尙且實質的低物價政策の推進を爲し得べし。

瓦斯用石炭

種	要	原料特三級粉	原料三級粉	比較
一 鴉當り瓦斯	收入	45.97	43.58	(+) 2.39
一 鴉當り製司	コークス收入	17.40	15.83	(+) 1.57
一 鴉當り石炭代	(京濱沖着)	22.35	21.35	(-) 1.00
差引	原料特三級粉有利			(+) 2.96

第四 船舶燃料炭の効率調査

船舶燃料にありては優良炭を使用する場合燃料炭の消費を節約し得る限度に於て積荷の積載量を増し、運賃増収を見る外、航行速力の維持を容易ならしめ、航海時間の短縮に依る船費の節約となり、且又船舶の運航能率の増進を來すこと敢て續説を要せざるところなるが、別表は單に其の一例に過ぎざるも實績を掲げて其の資料とす。

燃料炭としての効率調査